

議 事 日 程 第 2 号

令和3年9月3日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第2号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（23名）

1 番	鳥	海	隆	太	議員	2 番	成	澤	和	音	議員
4 番	古	山	悠	生	議員	5 番	井	上	由	紀雄	議員
6 番	小	島		一	議員	7 番	小	久保	広	信	議員
8 番	影	澤	政	夫	議員	9 番	高	橋	英	夫	議員
10 番	高	橋		壽	議員	11 番	堤		郁	雄	議員
12 番	関	谷	幸	子	議員	13 番	遠	藤	正	人	議員
14 番	山	村		明	議員	15 番	山	田	富	佐子	議員
16 番	佐	藤	弘	司	議員	17 番	太	田	克	典	議員
18 番	我	妻	徳	雄	議員	19 番	島	貫	宏	幸	議員
20 番	木	村	芳	浩	議員	21 番	相	田	克	平	議員
22 番	工	藤	正	雄	議員	23 番	中	村	圭	介	議員
24 番	島	軒	純	一	議員						

欠席議員（1名）

3 番 齋 藤 千 恵 子 議員

出席要求による出席者職氏名

市 長	中 川 勝	副 市 長	大河原 真 樹
総 務 部 長	後 藤 利 明	企画調整部長	遠 藤 直 樹
市民環境部長	安 部 道 夫	健康福祉部長	山 口 恵美子
産 業 部 長	安 部 晃 市	建 設 部 長	吉 田 晋 平
会 計 管 理 者	小 関 浩	上下水道部長	高 橋 伸 一
病院事業管理者	渡 邊 孝 男	市 立 病 院 事 務 局 長	渡 辺 勅 孝
総 務 課 長	高 橋 貞 義	財 政 課 長	土 田 淳
政策企画課長	伊 藤 昌 明	教 育 長	土 屋 宏
教育管理部長	森 谷 幸 彦	教育指導部長	山 口 玲 子
選挙管理委員会 委 員 長	玉 橋 博 幸	選挙管理委員会 事 務 局 長	佐 藤 幸 助
代表監査委員	志 賀 秀 樹	監 査 委 員 事 務 局 長	片 桐 茂
農業委員会会長	伊 藤 精 司	農 業 委 員 会 事 務 局 長	宍 戸 徹 朗

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	三 原 幸 夫	事 務 局 次 長	細 谷 晃
副 主 幹 兼 議事調査主査	渡 部 真 也	総 務 主 査	澁 江 嘉 恵
主 事	齋 藤 拓 也		

午前 9時59分 開 議

○相田克平議長 おはようございます。

ただいまの出席議員23名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第2号により進めます。

.....

日程第1 一般質問

○相田克平議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

一つ、本市の学校給食の今後について外1点、

8番影澤政夫議員。

〔8番影澤政夫議員登壇〕（拍手）

○8番（影澤政夫議員） 改めまして、皆さん、おはようございます。

市民平和クラブ、影澤であります。

本日もお忙しい中を、多数の市民皆さんの議会傍聴をいただいております。市政に関心を寄せていただいている市民皆さんに心からの敬意と感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

では、早速質問に入らせていただきます。

まず、大項目1番、米沢市市立中学校学校給食の今後について質問させていただきます。

先般6月定例会でも多くの議員の皆様から様々な議論がなされ、市民皆さんの関心も高くなっていることと存じます。本定例会においてもさらに議論を深めるべく、質問・提言を準備されておられる議員各位も多くいらっしゃると思います。ぜひ、学校給食という本市伝統をどのように将来につないでいくのか、悔いの残らない多くの御意見、御見識を賜りたいと考えるものです。

さて、本件の発端として私の個人的な認識は、教育委員会自らが諮問された、それも7回にもわ

たった米沢市学校給食検討委員会、その答申と5月27日に開催決定された教育委員会における決定方針、その学校給食の調理方式について違う結論に至ったこと、このことに尽きると考えております。

もちろん、諮問会議と教育委員会の決定が必ずしも同じ結論にならないなどとは考えてはございません。しかし、少なくとも結論の違いに至る経緯やその理由、十分な理解を得るべきではなかったのか。あるいは、もっと時間をかけ十分な市民説明、御理解を得た上での決定をすべきではなかったのか。そんな疑問が残るのは私だけでしょうか。そんな思いも含め、私の今般の具体的な質問に入らせていただきます。

小項目1、自校調理方式とセンター調理方式の比較検討について伺います。

先ほど申し上げたとおり、7回にもわたった学校給食検討委員会、これは取りも直さず、本市学校給食の調理方式を主に諮問したものであったと考えてございます。公開会議でしたので、私も何回か傍聴させていただきました。真摯な議論展開がなされ、委員合議の下、結論が出されたものとの認識を持っております。

また、6月3日に教育委員会から提出された市政協議会資料、我々議員にも提示されたわけですが、A4判2ページにわたる学校給食基本方針、その内容そのものは学校給食検討委員会の議論経過等を大いに踏まえたものとなっていると私は認識しております。が、しかし、その基本方針の実現に当たり、すなわち、肝腎の中学校調理方式のみに大きな差があることは誠に不思議で残念であるとの感想を持った次第でございます。

同時に、センター方式か自校方式か、いずれにしても予算等精査・検証、議決する議員の職責に照らし、本件の今後に係るイニシャル・ランニングコストについて、あるいは財政的に見ても持続可能な施策に資するののかという視点で立場上問

わなければならないと考えるに至ったものです。

方針が決定された現状においては、既に詳細なコスト比較・検証がなされていると思います。この際、教育委員会での検討経過も含め、具体的に明らかにしていただきたいと存じます。あえて申し添えますが、当然にして金額のことは含まれることはもちろんです。加えて、教育委員会の本方針決定の主な根拠として様々な議論、例えば、なぜセンター方式が中学校の学校事務の負担軽減につながるのかの定義、あるいはセンター方式の維持費用は最初は高いけれども、経年によって自校調理方式より安価になるとする根拠・比較、また自校方式とした場合、約500平米必要とする用地面積そのものが学校活動に影響するとしている点に伴うことではありますけれども、土地の有効利用活用も含め、例えば2階建ての計画も含めて比較検討されたのかなど、その方針決定に係るそれら具体的な比較検討についてもお答えいただきたいと存じます。

次に、小項目の2、教育委員会をもっと身近に、理解しやすくするためについての質問に移ります。

私は、3月以来、方針案決定に向けた教育委員会についていつ開かれるのでありますかという問いを、何回も公式・非公式問わずに新旧指導部長・管理部長両氏に申入れしてまいりました。今思えば、その聞き方が悪かったと自身の未熟さを反省しておりますが、何回目であったかは定かではありませんけれども、「教育委員会は開催しておりませんが、教育委員会協議会・勉強会などは複数回開催しております。委員皆さんの御理解と十分な論議を行っております」とお答えになりました。

さて、皆さん、協議会であるとか勉強会、御認識されておられましたでしょうか。私自身は残念ながら認知しておりませんでした。しかも、それは勉強会としての性質上、非公開会議として運用されているとのことでした。我々議員も市政協議

会などで議員の勉強会的な会議はあります。様々な案件を詳しく検討・理解するための勉強会等はもちろん否定するものではありません。むしろ、積極的に行われてしかるべきものとも考えます。

しかし、今回のようにせつかくの検討委員会の結論、それと違った具体化方式を議決するような場合の対応や、従来の非常に良としてきた事業方針を改正するなどの重要な会議については、経過も含め、できるだけ市民皆さんに公開・共有されてしかるべきものではないでしょうか。本事案について、公開会議にさせていただいていけば、かなり理解が進んだのかもしれませんが。残念ながら、今後になってはしまいますけれども、この際、その種協議会等も含め、公開をお考えになってはいかがでしょうか。御高配を賜りたく存じます。

また、時は今、コロナ禍です。教育委員会の議場面積の関係などもあって、傍聴者もあらかじめ限られることが多いようです。この際、議会同様、オンラインで公開するなどの工夫が必要ではないでしょうか。また、必要であれば、協議会等も同様に考えるべきではないかと存じますが、御見識をお伺いいたします。

小項目の3の質問に移ります。総合教育会議の在り方について質問させていただきます。

2項目めの質問でお尋ねした工夫・公開努力に加えての質問となります。文部科学省は、教育委員服務・規定など分かりやすいリーフで説明されております。その中で、地方公共団体の長と教育委員が十分に意思疎通を図り、より一層民意を反映した教育行政を進めていくことを求めると明示し、その一つの手段として総合教育会議の制度構成とその運用について説明されています。

当然にして、その制度・会議は本市にも設置されているものと認識しておりますけれども、その制度説明に照らし、市長と教育委員会が本事案について、あるいは方針決定に至る経過も含め、どの程度意思疎通が行われていたのか、具体的にお聞きしたいと存じます。また、本件に特化し、総

合教育会議の招集・開会の可能性について、市長・教育長の御見識をお尋ねいたします。

それでは、次の質問に移ります。

大項目の2、米沢市の学園都市構想について伺います。

申すまでもないことですが、学園都市というのは学生と市・その地域が強く結びつき、学生側も市側も共に成長していく、そうあるべきものと私は考えています。また、それを目指して、本市として大学側に支援という名目で補助金・負担金として多額の予算を毎年対処しております。さらに、その事業を発展させて、今年度からは負担金・補助金を廃止し、委託費として名目を変え、その執行についても結果を求めるものになったものもあります。いずれにしても、言い方は少し失礼かもしれませんが、支援した分だけのものが地域・本市にどの程度還元され、不十分なものは一体何であったか、精査・検証は常に行わなければならないと考えております。その観点からの質問といたします。

小項目の1、行政と学校の連携について伺います。

先ほど述べさせていただいた本市学園都市事業、全ての主語は「大学と地域」となっているように思います。私は、いま一步踏み込んで「大学生・院生、学生と地域」とする観点が重要だと常々考えております。それは、もっと細やかな事業を展開していくべきとの考えによるものでありますが、もちろん、今までもそれに向けた様々な取組はあったかもしれません。しかし、果たしてどの程度、地域に関係するもの、言い方を変えれば、地域が望むことや学生が求めるものとの整合性を図ってきたのかを問うとき、私はその視点で少し疑問が残ります。

学生諸君が地域に密着・交流を深める学園都市としての在り方を考えるときに、もっともっと工夫が必要であると考えています。具体的には、学生グループが本市の課題や問題点を具体的に取

り上げ、それについて自身が学んでいる専門知識を生かし、問題解決に取り組むといった地域活性化事業の立ち上げ、将来にわたって学生が代々継続的に展開していく。そして、その活動結果を定期的・年次的に市政に反映していくシステムの構築などが必要ではないでしょうか。

幸いなことに本市には、健康や福祉、工学系技術・システムなど、社会福祉やインフラ形成に資する大学・短大が複数立地しております。学生が中心となって、大学の教授や地元企業とも連携し、課題の解決に当たっていただく。その側面支援を行政がしっかりサポートしていくことが重要だと思いますが、まずはこの点について、本市の御見解をお尋ねしたいと存じます。

また、専門知識だけを生かすことにこだわるばかりではなく、若者の持つ活力や発想にも十分な可能性があります。学生が楽しんでいるものの一つであるとは思いますが、様々なサークル活動、それを学内でとどめるのではなく、地域町内会や各コミセンとの連携を構築し、活動の輪を広げていけば、市民と学生諸君との直接的な協力関係も生まれ、学生も地域住民も楽しく連携していけるものと考えます。

地域のお祭りや草刈り作業・除雪作業なども含め、協働できる環境整備をぜひ市が主導してみたいかがでしょう。その附属するものとして、これらの活動の場を提供する支援、本市所有の空き施設や本市空き家対策の一助となるような制度設計を実現すべきと考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

学園都市とは、当然にして大学生だけでなく、小学生から高校生までの活動も盛んであるべきです。今申し上げた地域拠点を大学生が豊かな発想を持って運営する中から、小学生から高校生までを対象としたボランティア活動や学習拠点としての発展を見るかもしれません。子供の頃から様々な地域の活動に参加・貢献することは、人間性の成長にもつながります。大学生や社会人にな

ったとき、その経験を生かして活動することができるとです。ぜひ、御一考いただきたく存じます。

次に、小項目の2番、学生が使いやすい交通環境の整備についてお尋ねいたします。

学生がより活動するためには、それ相応の交通環境が不可欠であり、高校生や大学生が主に使っている交通機関を考えてみますと、自転車とバスということになるのではないのでしょうか。

そこで、まずは自転車に関して質問させていただきます。学生の自転車所有率は非常に高い。通学はもちろん、ふだんの買物、部活、あるいはバイト先への通勤に使用する学生も多いことは皆さん御承知のとおりです。

自転車といえば、本市観光施策の一環として、今年から市内3か所で電動レンタサイクル事業も始まっております。大いに本市観光にも寄与することが期待されております。しかし、皆さん、どうでしょう。市内の道路には自転車の利用が少し難しい箇所が多く散見されるのではないのでしょうか。確かに、お金のかかることにはなりますけれども、自転車専用道路的なことを意識した通路造り、歩道との整合性も含め、整備計画を策定すべきではないのでしょうか。

大学生だけでも4,000人強、高校生も含めれば6,000人、明確な自転車レーンなどを整備することによって、自転車と歩行者の事故防止にも資する交通安全事業にもつながります。意義あるインフラ事業と考えますが、当局のお考えをまずお伺いしたいと思います。

そして、もう一つ、公共交通機関のバスであります。本市は冬の積雪の宿命があります。すなわち、今申し上げた自転車利用が困難になります。そのため、多くの学生が冬場の移動手段としてバスを利用することは本来自明の理です。

しかし、学生が利用しやすい交通手段としての機能・効果は十分なのかの検証を行う余地はまだまだあると考えております。本市の利用者たる学生の意見・要望、またそれによってダイヤ編成や

方面別運行計画など、十分に検討し運用されているでしょうか。あるいは料金の学生割引の導入も取り組まなければならない課題と考えますが、この点についても当局の御見識と方向性・具体案なども含めお尋ねいたします。

次に、小項目の3、大学生に住み続けてもらえるような支援についての質問に移ります。

先ほど申しましたが、学園都市として様々な個別施策の展開、とりわけ学生個人個人の顔の見える取組施策、これら多くの学生を本市に取り込むことができる環境が非常に重要であると申し上げさせていただきました。それは結果として、高校や大学卒業後、少しでも多くの若者が本市に続ける、そうしたくなる。そのことを十分行政として捉え、しかも意識的に投資していかなければならないということを考えます。

同時にそれは、ほかの本市活性化事業と大いに連動させ、学園都市事業単品としての施策展開をこの際改め、大いにほかの事業と連動しながら対処すべきと考えます。大学生の起業やそのサポートはもちろん、本市独自の奨学金制度の導入、地元企業に対して通年で開かれたインターンシップ制度の導入など、商工会議所や各関係団体などの連携の下、本市主導の就職活動サポート制度などを創設し、追跡調査やコンサル等も含めた継続的な制度設計をぜひ構築していただきたいと考えますが、当局の御見識をお伺いし、私の演壇からの質問を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。

○相田克平議長 中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

○中川 勝市長 おはようございます。

私からは、1の本市学校教育の今後についてのうち、(3)の総合教育会議の在り方についてお答えいたします。

初めに、総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置している会議体であります。この会議は、民意を代表する立

場である地方公共団体の長が教育行政における学校の設置、教育委員の任命、教育行政に関する予算の編成、条例提案等の重要な権限を有していることから、教育委員会との円滑な意思の疎通を図ることにより、地域における教育分野のあるべき姿を共有し、様々な教育に関わる課題を解決することを目指して制度化されたものであります。

総合教育会議では、教育大綱の策定に関する協議、教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため、重点的に講ずる施策についての協議、児童生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合の緊急時に講ずるべき措置についての協議や事務の調整を行うものとされております。

本市では、これまで不登校やいじめ、特別支援等に関する学校における諸課題について議題としたり、教育大綱や教育振興基本計画を策定する際は、複数回会議を開催し、市長と教育委員会との情報共有や意思の疎通を図ってまいりました。今後につきましても、市長と教育委員会が共に教育課題や教育のあるべき姿を共有しながら、本市の教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ってまいります。

私からは以上であります。

○相田克平議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私から、1の本市の学校給食の今後についてのうち、初めに、(1)の自校方式とセンター方式の比較検討についてお答えいたします。

米沢市学校給食基本方針において、「将来にわたり安定的に給食を提供すること」、「安全安心な給食を提供すること」、「食育と地産地消を推進すること」、「子供たちを大切にしたい細やかな対応を目指すこと」、「施設設備や労働環境を整備すること」の5項目を本市学校給食のあるべき姿として掲げ、その実現のための手段として、小

学校及び中学校での給食の提供方法を明確にしております。

この検討過程において、一定の事業費試算は行っておりましたが、施設の規模、設備の仕様やどのような機能を備えるかといった重要な項目についての検討は今後進めていく作業となるものと考えておりますので、精緻な事業費は現時点では持ち合わせていないところです。

今後は、中学校の学校給食を提供する共同調理場を整備するために必要となる様々な前提条件を整備しながら、その整備手法を決定するための判断材料として活用できる事業費及び維持費の積算をしていく予定です。

このたびの米沢市学校給食基本方針の策定に当たりましては、学校給食検討委員会の報告書に基づき策定したものであり、その実現にとって最適な給食提供方法については様々な視点から検討してきました。

特に、米沢市学校給食基本方針の実現にとって最適な中学校における給食の提供方法については、仮に中学校給食を自校調理方式とする場合、統合後の3校に給食施設を新設することになり、同じ調理業務機能を有する施設を同時に3か所整備することになりますが、本市のこれからの公共施設の在り方に関わることであることから、米沢市公共施設等総合管理計画における公共施設等の管理に関する基本原則の考え方を踏まえ、既存施設の建て替えや大規模改修等を行う場合、一つの土地や建物に複数の施設を集め、集約化・複合化することにより、施設の維持管理・運営効率の向上を図る必要があると考えられること、また点在する施設設備に係る保守点検業務や修繕等の日常的な維持管理に係る負担の増や施設改修、設備更新が複数の箇所を生じることによる財政的負担の増など、共同調理場を整備する場合と比べると、維持管理の効率は低くなるものと見込まれるところです。

また、仮に統合後の中学校に給食調理施設を建

てようとした場合、統合により生徒数が増えるため教室数の不足が生じ、それを解消するための増築が必要となること、学区が広範囲になるためスクールバスの運行が必要となり、スクールバスの乗降スペースや待機スペースの確保が必要となること、増加する教職員等の駐車場の確保、加えて冬期間の除雪による押し雪を想定したスペースの確保等が必要となることから、現行の敷地に新たに給食施設を整備することはできないと判断したところです。

これらのことを総合的に検証した結果、米沢市学校給食基本方針に掲げる、「将来にわたり安定的に給食を提供すること」、「安全安心な給食を提供すること」及び「施設設備や労働環境を整備すること」を実現するために資する中学校の新たな給食提供方式としては、共同調理方式を採用することが自校調理方式よりも優位性があり、最適であると判断したものです。

なお、同じく、学校給食基本方針に掲げる「食育と地産地消を推進すること」及び「子供たちを大切にしたい細やかな対応を目指すこと」については、子供の発達段階の違いに着目した中学生に合った食育指導やアレルギー対策を講じるためにも、新たに共同調理方式を採用することにより、現行と同様の水準を確保しつつ、施設設備への工夫や指導体制の見直し等により、さらによりきめ細やかな対応が可能となるものと考えております。

なお、議員お述べの教育委員会が学校給食基本方針の決定根拠とした例として示されました事項につきましては、今般の基本方針策定の過程において検証した項目のうちの一つではありますが、それらを根拠として決定したものではございません。

また、維持費用については、共同調理方式とした場合、年数が長くなると自校方式より安価になるといった評価をした経過はございません。

また、2階建てなどによる整備についてですが、

今後整備することとなる給食調理施設につきましては、最新の学校給食衛生基準やハサップに対応する必要があることから、汚染作業区域と非汚染作業区域のレイアウト設計や、食材の動線に考慮した作業ライン等を考えていかなければなりません。このため、調理作業の動線が立体的になってしまうと、各種設備の配置も立体的なものとならざるを得なくなり、効率的な調理業務の流れに大きな影響を与える可能性や調理業務の従事者にとってもより負担がかかるものになることが危惧されますので、自校調理を担う給食調理施設の改修整備に当たっては平家造りを基本として考えております。

次に、(2)の教育委員会をもっと身近に、理解しやすくするためにはについてお答えいたします。

教育委員会の会議の持ち方につきましては、より風通しのよい開かれた運営となるよう改善していくこととしています。

現在は、従前、ほとんど掲載のなかった教育委員会の会議開催状況に関してお知らせするページを整備し、次回開催予定日をお知らせする際には、予定している協議事項や報告事項などの当該開催日の教育委員会で取り扱う案件についてもあらかじめ掲載するようにしております。また、会議の公開を担保する手段であります傍聴につきましては、あらかじめ傍聴可能な人数をホームページ上でお知らせしております。会議録につきましても、可能な限り早く掲載するようにしております。

会議の公開の原則を担保するため、このような従来からあります傍聴制度や会議録の公開といった方法を確実に運用することにより取り組んでいきたいと考えております。インターネットを利用した公開といった御提案につきましては、実践事例等の調査等をしながら、今後研究していきたいと考えております。

また、教育委員会の会議の公開につきましては、

今後も積極的に行うことを基本としておりますが、教育委員会が所管する分野は極めて広範囲であり、情報量も膨大なものとなります。教育委員による円滑な議案の審議や議決をしていただくことにするための説明や報告をさせていただく場として、必要に応じ随時機会を捉えて開催できる会議等も必要であるものと考えております。その場合、それら全てを常に公開することは難しい面もあると思われますので、御理解をお願いいたします。

次に、（３）の総合教育会議等の在り方についてお答えいたします。

議員御指摘の学校給食基本方針については、その策定過程及び現時点において総合教育会議において協議、調整の対象事項とはしておりません。しかしながら、学校給食基本方針の策定に当たっては、検討過程において機会を捉え、情報を共有しながら進めてきております。

今後、教育委員会の重要施策に関する具体的な整備を進めるに当たって生じる課題等についても、それらを共有しその解決を図るために、総合教育会議での協議、調整も念頭に置きながら取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、２の本市の学園都市構想についてにお答えいたします。

なお、（２）の交通環境整備のうち、道路関係につきましては建設部長が答弁いたします。

初めに、（１）行政と学校の連携についてですが、本市には山形大学工学部、米沢栄養大学、米沢女子短期大学の３つの高等教育機関が立地し、高度な人材育成機能、先進的な研究開発機能が集約されている大きな強みを生かし、人口減少社会における様々な課題を解決するまちづくりを進めるため、平成28年度から10年間を計画期間とする米沢市まちづくり総合計画の本市が目指すべ

き将来像として、「ひとが輝き創造し続ける学園都市・米沢」を掲げ、その実現に向けて全力で取り組んでおり、学園都市の推進は本市にとって非常に重要な施策であり、様々な活動を通じた有機的な連携の中から、地域の活性化にもつなげていくことが重要であると認識しております。

御提案がありました学生グループが本市の課題や問題点を具体的に引き上げ、自身が学んでいる専門的知識を生かし、解決に向けた地域活性化事業に取り組むことで、市の課題解決にその成果を反映できるようなシステムを構築することができれば、本市の地域活性化にとって大変心強い存在でありますし、大学生にとっても地域との関わりの中から多くのことを学び、地域への愛着を深める機会になるものと考えております。

これまでも市の課題解決に向けて各大学とは連携してきており、例えば健康長寿の取組では、教授の指導の下、学生も授業に携わっておりますけれども、学生が主体となる場合は大学や教員、企業、行政や関係者のサポート、支援も重要となりますので、今後、官民連携で学園都市を推進する団体である学園都市推進協議会などでも議論しながら、実現に向けた可能性を検討していきたいと考えてございます。

次に、サークル活動を学内にとどめず、地域と連携してはどうかとの御提案についてですが、これまでも学生が主体的に関われるお祭り・イベントが少ないという課題の解決のために立ち上がった学生サークルである「アクセルリンク米沢」や、学生に対して米沢の情報が届きにくいという課題解決と、貴重な学生時代に山形を味わい尽くしたいという大学生の思いがリンクして立ち上がった「やまがた学生情報局」、地域の子供たちに学習支援を行う「学習支援団体まなびず」、商店街と学生をつなぐ活動を行う「アットストリート」、社会人と学生と一緒に竹明かりで地域を照らしつなげている「夢プロジェクト」など、学生自ら地域に飛び出し、それぞれ地域や企業などと

の連携の中から地域の活性化につながる取組を展開している先例があります。

今後、さらに各サークルと地域が連携して実施できる活動を増やしていきたいと考えております。一方、コロナ禍で各サークルの活動が制限され、活動人数の減少などの課題もございますので、どのように活動を継続していくかについても、学生の声聞きながら支援策を考えていきたいと思っております。

また、学園都市推進協議会では、学生サークルがそのような地域活動をする際に自由に活用できる拠点として、平成29年4月からナセBA近くの施設の一部をお借りして、まちなかBASE、通称まちBAを開設してございます。現在はコロナ禍で貸出制限を行っておりますけれども、平常時は学生サークルの活動拠点として多くの利用があるところでございます。

次に、（２）学生が使いやすい交通環境の整備についてのうち、冬期間のバス利用についてお答えいたします。

本市では、地域の特性に応じた公共交通ネットワークを構築し、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進するため、今年度中に地域公共交通計画を策定することとしており、先日記取りまとめた地域公共交通計画の骨子案では、学生の通学時や日々の活動などにおける利便性の向上のほか、学生や高齢者など誰もが利用しやすい環境の構築などを計画の目標を達成するための具体的な方針として掲げてございます。

具体的な事業の検討は計画策定後となる次年度以降となりますけれども、学生の通学時や日々の活動などに利用できる市民バスのダイヤ設定や路線の見直しなどを考えており、今後、補足調査として市内大学生を対象としたアンケート調査を行う予定でございます。

バス運賃の学生割引につきましては、現在は山交バスと同様に通学定期券の購入にのみ通学割引を設定しているところであります。本定例会の

補正予算案に導入費用を計上しております市内全路線バスへのＩＣカード支払いの導入が進みますと、定期券以外の割引も可能となりますので、ＩＣカードの導入主体である山交バスと調整を図りながら、割引制度について検討していきたいと考えてございます。

次に、（３）大学生に住み続けてもらえるような支援についてお答えいたします。

少子高齢化による人口減少に歯止めがかからず、大きな課題となっている本市において、若年層の人口流出を最小限にとどめ地域の活力を維持するためには、高校や大学卒業後により多くの若者が本市に定着したくなるような様々な取組や支援が必要と認識しております。

議員がお述べになりました取組の具体例として、インターンシップの取組としましては、山形大学米沢キャンパスにおいて、学年や期間、内容によって単位が認定されるインターンシップ制度を設けており、市内事業所において学生の受入れが行われております。

また、米沢商工会議所が事務局となり、市内23事業所にて組織する米沢インターンシップ協議会が立ち上がっており、有償で学生を受け入れております。そのほか、大学生の起業・サポートとして、山形大学国際事業化研究センター内において、学生のビジネスアイデアを育成・具現化するスタートアップ企業が創業しており、企業や大学、産業団体などと協力しながら、学生の知識や技術を積極的に活用できるよう、学生と地元企業との連携の機会の創出に向けた取組を後押ししております。

次に、奨学金制度に関しては、国の奨学金制度に加え、本県では平成27年度から奨学金の貸与を受ける大学生等が卒業後、県内に定住・就業した場合に、市町村・企業と連携し奨学金の返済を支援する事業を行っており、本市でもこの制度を活用し、これまで57名の方が申請されているところであります。

次に、地元企業への就職のサポートとしては、商工会議所と連携して平成27年度から米沢地域人材確保定着・促進事業を展開し、地域の高校生や大学生の地元企業への就職促進・定着並びに県外に進学した地元出身学生や若者労働者の地元回帰及び本市への移住促進などの各種施策を実施するなど、本市に魅力を感じ、住み続けてもらえるような支援を行っております。今後、関係者と連携しながら、より効果的な事業の構築を検討していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○相田克平議長 吉田建設部長。

〔吉田晋平建設部長登壇〕

○吉田晋平建設部長 私からは、(2) 学生が使いやすい交通環境の整備についてのうち、自転車が使いやすい道路施設をもっと整えるべきではないかに関する部分についてお答えいたします。

山形大学工学部や米沢栄養大学、米沢女子短期大学などの学生をはじめ、市内中高生が通学手段として自転車を利用する機会は多く、本市といたしましても、自転車が安全で快適に通行できるよう、歩道整備を含む道路環境確保の必要性につきましては十分認識しているところではあります。

本市における歩道の現状ではありますが、まず市道部の歩道設置状況を申しますと、歩道延長は令和3年3月末現在で約100キロメートルとなっているところではあります。

また、整備された歩道の形式には、車道面と歩道面の高さが同じとなるフラットタイプ、歩道面と縁石天端を同じにし、車道より歩道を高くしてはっきりと歩車道を分離させたマウンドアップタイプ、また交通バリアフリー法に基づき、高齢者や視覚障がい者、車椅子使用者の方々も歩車道境界の識別が分かりやすく、出入口において円滑に移動できるよう、歩道面を車道面より若干高くしたセミフラットタイプの3形式がございます。

本市の歩道整備に対する考え方ではありますが、新しく道路を築造する場合には、歩道等のバリア

フリー化の観点からセミフラットタイプを主に採用しているところでありますが、過去に土地区画整理事業などで整備された歩道につきましてはマウンドアップタイプが多く、車道と歩道を完全に分離できるという利点はあるものの、宅地などの出入口がある箇所においてはどうしても取付け勾配が急になることで大きな段差が生じたり、車道側から民地側への出入口が近接する場合には、歩道面が波打ちするような状況となるため、自転車が通行できる歩道であっても走行しにくい構造となっております。大学周辺道路などの歩道の多くがこのマウンドアップタイプで整備されているのが現状であります。

学生をはじめ利用者が通行しやすい歩道にするためには、道路改修によってセミフラットタイプに路線全体を改善する必要があり、そのためには車道面全体のかさ上げ、もしくは歩道面全体の切下げをしなければならないため、どちらも排水の関係や民地との段差が生じることがあり、構造的に困難な面もあること、さらに相当な事業費が見込まれることから、直ちに事業を実施することは難しい状況であります。

また、自転車の通行空間を確保する手段といたしましては、自転車専用通行帯の設置もごさいますが、限りある道路幅員の中で自転車専用通行帯のスペースを確保するということは極めて困難であると捉えております。

このようなことから、自転車が通行しやすい道路整備につきましては、多くの課題を抽出し、課題を整理する必要があるところではありますが、自転車が安全で快適に利用できる道路整備の必要性は認識しておりますので、今後とも歩道改修事業を進めていく過程の中で、県や警察、関係部署とも課題を共有しながら連携し、研究してまいりたいと考えているところではあります。

私からは以上となります。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番(影澤政夫議員) 御答弁ありがとうございます。

ました。

ちょっと残念な御答弁の内容もあったと、私、実は受け止めてございます。教育長はおっしゃいました。コスト比較、全くということやっていられないということによろしかったですか。今回のこの方針決定に当たって、一切コスト比較はやっていられないということによろしいですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 今、議員がおっしゃったコストにつきましては、いわゆるランニングコスト、維持費ということかと思います。維持費に関しましては、基本方針等の策定の過程におきまして、光熱水費、修繕費、人件費といった標準的な費用などについて自校方式、センター方式、さらには親子方式、各方式での試算は行ったところがありますけれども、その評価といたしましては、事業費と同様、自校方式、センター方式、親子方式の順で負担が大きくなるというものでございます。ただし、粗い試算でございますので、最終的な方針の決定におきましては、その判断の材料とはしなかったということでございます。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） そういう判断は議会でするということになりますかね。せっかく教育委員会で方針を決定して、そのイニシャルコスト、ランニングコストがどうも本市財政を圧迫するなどということになれば、議会で承認できかねるということも起こるかも分からない。

それと、先ほど教育長は、私が質問した経年でなぜセンター方式のほうが安くなるのかという問いについて、そういった議論はしていられないとおっしゃいました。していないのですか、本当に。私が持っている資料の、大変申し訳ないですけども、教育委員会の検討資料として、そのまとめに書いてありますよ、24ページ。読み上げますか。「センター方式は自校方式に次いで財政負担が低く、長期スパンで見た場合、その財政

負担が軽減されます」とちゃんと書いてありますよ、これに。自校方式に次いで安いのだそうです、センター方式は。まとめに書いてあるのですよ、これ。議論したこのまとめって一体何ですか、教えてください。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 今、議員がおっしゃられましたのは、3月24日付の教育委員会の検討資料だと思います。確かにまとめにつきましては、様々な観点から洗い出しを行いまして、アイデアあるいは検討すべき事項として掲げたものであります。その中の一つとして今議員がおっしゃられたわけですが、内容といたしましては誤解を招く表現であったとは思いますが、長期スパンで比較するのは当然ながら維持費用ということになります。センター方式の維持費用については、自校方式に次いで高く、そしてその長期スパンにおける負担の軽減という表現につきましては、確認したところ、直営と委託を比較すると、委託のほうが長期的に見て財政負担が軽減されるという意味合いということでしたので、その一文につきまして、先ほど申し上げましたが、誤解を招く表現であったと思います。御理解を賜りたいと思います。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 全く理解できないですね。このたび、その方針を決定するに当たって、お隣長井市のパンフレットをお取り寄せになったと聞いてございます。それは間違いないですね。そこにイニシャルコスト18億数千万円、BTO方式を使った向こう15年間の維持費、年間1億9,500万円ですよ。こういうのを見ていられないですよ。どこに経年で安くなるような要素があるのですか。

言っておきますけれども、長井のBTO方式は、建設もその後の維持管理も、要はそういう組織体をつくった中で明確に今後やっていきます。ですから、そのいろんな隘路はあるでしょう、金額的

な部分。でも、これぐらいかかる、そういうコスト比較をなさらなかったと、それはおかしくないですか。教育長は、そんなことをしていない、そうおっしゃいました。部長は、いや、誤解のある表現です、こうおっしゃいました。誤解もへったくれもないですよ。コスト比較上、自校方式が一番安い、センター方式は高い、これですよ。

そんなお金のことばかり言っただ大変恐縮ですけども、例えば先ほど申しあげました必要面積、あなた方は常に学校の活動に支障を来す、いや、もっと工夫したやり方があるのではないかというときに、なぜ2階建てのことについて検討されないのですか。500平米、総2階にすれば250平米で済むではないですか。それは検討されなかったのですか、再度お聞きします。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 先ほど壇上において教育長から答弁したと思いますが、検討はさせていただきました。しかしながら、先ほどの答弁のとおり、汚染作業区域、非汚染作業区域のレイアウト設計、その他作業ライン等を考えた場合に、やはり動線が立体的になってしまう。あるいは調理従事者の負担が増してしまうということから、改修整備に当たっては2階建てを選択せず平家としたいという答弁をさせていただいたと思います。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番(影澤政夫議員) 250平米になったとしても、学校活動に支障を来すというお考えだということですよ。米沢市は非常に田園都市ということもあって、土地が広々してございます。さて、都会のほうでの学校の用地面積ということ考えた場合に、2階建ての給食室や運動場だって整備されている。そこには工夫をしながら対応されているということだと思います。そういったことも含めて工夫して対応されてしかるべきだったと私はあえて申し上げたいと思っております。

さて、公開の関係についてであります。全く大変なお仕事をされている、それこそ非公開で会議

を進めなければならないこともあるでしょう。でも、必要なことはやっぱり我々は知りたい、そのように思うわけですがけれども、あえて申し上げますけれども、市長、最後に御答弁いただきたいのですが、先ほど市長はるる総合教育会議のことについて定義を御教授いただきました。誠にありがとうございました。

ただ私は、公共性、それから市民皆さんの意見を代表する市長としてのお立場があつて、それを規定して教育委員会との意思疎通、そしてより多く市民の需要を聞き取るというお立場だと思えますけれども、この場合、先ほどの御答弁の中では、一定程度の規定の関係がございます。私、学校給食って、歴代の市長の方々が様々な御意見を持ちながら今まで伝統的に取り組んでこられたと思うのです。これは大事な部分だと思うのですが、このことを具体的にというのはお答えできないかもしれませんが、様々意識共有されて教育委員会のこの方針になったのだということをも確認したいということと、それから、この件に特化して、総合教育会議は開くおつもりがないのか、あるのか、その辺のところを恐縮ですけれども御答弁ください。

○相田克平議長 中川市長。

○中川 勝市長 まず、教育委員会との情報共有でございますけれども、こういった学校給食におきましては、総合教育会議を開いておりませんでした。ただ、これは適正規模・適正配置、小中学校の統廃合が進むという状況の中で大きな課題でありましたので、常にこのことについては教育長、教育委員会とは話をしてきたつもりであります。そういったことを踏まえて、総合教育会議は開かなかったと。ただ、情報は共有をしておりました。

○相田克平議長 以上で8番影澤政夫議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

~~~~~

午前 11 時 09 分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に進みます。

一つ、地域循環型経済の構築に向けた取組について外 2 点、23 番中村圭介議員。

〔23 番中村圭介議員登壇〕（拍手）

○23 番（中村圭介議員） 一新会の中村でございます。

本日は大変お忙しい中、傍聴にお越しくくださった皆さん、本当にありがとうございます。傍聴者がいる中での質問は大変久しぶりですので、大変緊張しておりますけれども、今回は項目を 3 つ掲げさせてもらいました。大項目のこの 3 つは、過去の一般質問であったり、各種委員会・協議会でも発言させていただいた私にとっても思い出のある 3 つの項目になりますので、私も精いっぱい質問に努めてまいりますので、1 時間の付き合いのほどよろしくお願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず初めに、大項目の 1、地域循環型経済の構築に向けた取組について伺います。

同様の質問を平成 27 年 9 月定例会、令和 2 年 6 月定例会に行っておりますので、今回で 3 度目の質問となります。3 度目の質問となりますけれども、ぜひ今回の質問で最後の質問としたいと思っております。つまりは、その構築に向けた前向きな答弁を心からお願いしたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

日本国内における地方の衰退が深刻な問題となっております。そして、その要因は複雑かつ多岐にわたります。このような状況の中、私が特に問題視しているのは、地域の経済循環構造が機能していないということです。地域の稼ぐ力が衰退し、地域内で分配された雇用者所得が地域外

に流出することで悪循環となり、地域経済の疲弊に拍車をかけていると考えます。この状況を打開するためには、外的要因に屈しない地元で根を張った地域循環型の経済を確立し、地域内外による「ヒト・モノ・カネ」の好循環を生み出し、地元産業の振興と新たな雇用を生み出していかなくてはなりません。

そんな思いから、先ほど来申し上げておりますけれども、ちょうど 6 年前の 9 月定例会から、そして、これはもう中川市長が就任する前から私はこの項目を取り上げて質問しております。何とかこの見通しを今回の質問でつけたいと思っておりますので、ぜひ前向きな答弁をお願いしたいと思えます。

それでは、引き続き小項目ごとの質問を進めてまいります。

初めに、小項目 1、現状分析や指針等の設定について伺いたいと思えます。

地域循環型経済の確立に向け効果的・効率的に政策を進めていくには、本市の現状における経済分析が欠かせません。そして、その分析には、地域循環型経済を構成する 4 つの視点について知る必要があります。その視点とは、生産・分配・消費・投資の 4 つになります。

まず、初めの生産ですが、市内における産業別の付加価値を比較し、主要な産業を把握することです。地域で特化している、または他地域と比較し優位な産業を知ること、地域での強みや弱みを把握することができます。

次が分配です。生産で稼いだ付加価値、いわゆる収入が地域住民にどのように反映されているかを把握することです。生産で稼いだ付加価値（収入）を下回る地域分配であれば、その付加価値は地域外に流出していることとなり、経済が自立しているとは言えません。

次が消費、住民の所得が地域内でどのように消費されているのかということでもあります。地域住民の総消費額が市内での消費額を上回れば流出

であり、その逆であれば地域外の所得が流入したことになります。

最後が投資です。これは民間による投資、いわゆる発注の他地域への流出入を把握することです。地域企業の総発注額が地域での受注額を上回れば流出であり、逆の場合は流入となります。

経済は、この生産・分配・消費・投資のサイクルで成り立っておりますので、この4つの視点で市内経済を分析し、強みや弱みを可視化することで効果的・効率的な政策が実現できるはずです。

昨年6月定例会一般質問で同様の提案をさせていただきましたが、当時はそのようなデータ分析は行われておりませんでした。当時の部長答弁では、現状分析や指針等の設定に向けた前向きな答弁をいただいたところです。その後の進捗についてお知らせください。

次に、小項目の2、市民の意識醸成について伺います。

前段で触れた経済サイクルの中で、特に消費は我々市民が密接に関係しております。つまり、循環型経済の構築には我々市民一人一人の意識改革も必要となってきます。老舗企業や優れた製品、農産物に伝統産業、そして魅力あふれる食といった地域産業や地域資源についての理解を深め、地域愛を醸成することは、地域内消費や地産地消の強力な推進力となるはずです。

また、企業や商店といった売手側も同様です。市民に選んでもらえる魅力あるサービスや品質を積極的に提供していかなくては、ネット販売や大型量販店との競争に勝ち抜くことはできません。この項目も6年前の一般質問と昨年の一般質問で様々な市民意識の醸成について御提案させていただきました。しかしながら、いまだ具体的な市民意識向上に向けた取組がなされていないのが現状ではないでしょうか。

そこで伺います。過去の提案も含めて、今後市民に対してどのような手法で地域循環型経済構

築の必要性や重要性を訴えていくのか、その考えをお知らせください。

次に、最後の小項目3、現状における取組について伺います。

こちらについては、項目そのままに、これまでの地域循環型経済の構築に向けた現状の取組について伺います。商工業、農林業、観光業、市発注業務等についての答弁をお願いしたいと思います。

次に、大項目の2、骨髄移植ドナー普及啓発に向けた取組について伺います。

2019年の2月、世界的にも有名な水泳の池江璃花子選手が急性リンパ性白血病とのニュースが報じられ、日本のみならず世界中に激震が走りました。私自身も、これで彼女の選手生命は絶たれてしまうのではないかと思ひ込んだほどであります。

しかしながら、厳しい症状にもかかわらず、10か月の闘病生活を乗り越え、無事退院し、何と練習を再開するに至っております。翌年に迫った東京オリンピックは断念し、2024年のパリ五輪を目指し練習に励んでいた池江選手でしたが、そのパリではなく、今年に延期となった東京オリンピックで完全復帰を果たしたのは皆様御承知のとおりでございます。池江選手の病魔に打ちかった努力とその活躍に多くの方が感動と勇気をもらったのではないのでしょうか。また、池江選手の白血病公表は大きな反響を生み、骨髄バンクの問合せと登録者が急増したそうであります。

さて、本題に入りますが、日本では毎年1万人以上が血液疾患を発症し、そのうち骨髄移植を必要とする患者数は毎年2,000人を超えていると言われております。適合するドナーが見つかる確率は兄弟姉妹で4分の1、非血縁者であれば100分の1から数万分の1とも言われております。このような状況で患者さんが独力でドナーを見つけることは至難の業であり、いかに骨髄バンク事業が重要であるかを理解することができるのでは

ないでしょうか。

しかしながら、骨髄を提供するドナー候補者が見つかったとしても、数日の通院や入院が必要となることから、仕事などを理由とした自己都合の辞退者が多い現状にあるようです。ドナーの負担をできるだけ軽減し、辞退者を減らし、一人でも多くの患者に骨髄移植を行える環境づくりが必要との考えから質問いたします。

本市では、市民や市内事業者に対する骨髄移植ドナー普及啓発に向け、どのような取組を行っているのか。また、平成28年からスタートした骨髄移植ドナー支援事業の実績と今後に向けた課題などがありましたら、併せてお知らせください。

次に進みます。

大項目3、障がい者就労施設等からの物品調達方針について伺います。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律が平成25年に制定されました。この法律は、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進を図り、もって障がい者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資する目的で制定されたものであります。本市でもこの法律に基づき、障がい者施設等からの物品調達方針を定め、令和2年度は目標額290万円に対して達成率が88.6%との実績でした。

そこで伺います。この目標値とは何を根拠に設定されたものなのか。また、この取組による各就労施設等への効果をどのように捉えているのでしょうか。また、課題などがあれば、こちらも併せてお知らせください。

以上で壇上からの質問といたします。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、1、地域循環型経済の構築に向けた取組についてお答えいたします。

初めに、(1)の現状分析や指針等の設定につ

いてお答えいたします。

まず、現状分析についてであります。昨年6月定例会一般質問におきまして、中村議員から地域循環型経済の構築に向けて、それを推し量るデータをお持ちかとの御質問をいただき、当時は現状分析の把握は難しいとお答えいたしておりましたが、その後、経済産業省東北経済産業局に地域循環型経済を分析できるデータがないかなど相談しましたところ、地域経済分析システム「RESAS」の活用の仕方を工夫することである程度の分析が可能ではないかとの助言をいただきました。

地域経済分析システム「RESAS」とは、地方創生の様々な取組を情報面から支援するために、経済産業省と内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部事務局）が提供しております地域経済に関する分析ツールで、地方自治体をはじめ地域の活性化に関心を持つ様々な分野の方々に効果的な施策の立案・実行・検証などのために広く利用されているものであります。

早速、経済産業局の担当者から分析に関するアドバイスを受けるとともに、現在策定中の第3期米沢市工業振興計画に活用すべく、昨年11月に開催した策定委員会におきまして、東北経済産業局から講師をお招きし、RESASを活用した本市の産業構造や特徴、付加価値額、労働生産性などの地域経済循環に関する勉強会を開催し、策定委員の皆様と本市の産業構造の現状について情報を共有したところであります。

今年になってからも、東北経済産業局の担当者をお招きし、勉強会の中でRESASを活用した地域経済のお金の流れなどについて分析を引き続き進めてきたところです。その結果によりますと、本市の地域経済のお金の流れを表す地域経済循環率は、統計指標で——大変古くなって恐縮ですが、101.0%となっており、本市では市外への流出よりも市内への流入が若干上回っている状況が分

っております。

また、地域の業種別の生産額分析では、市外から所得を稼いでいる産業としましては、「情報・通信機器」、「電子部品・デバイス」、「はん用・生産用・業務用機械」、「非鉄金属」、「窯業・土石製品」、「電気機器」などの製造業を中心に、「保健衛生・社会事業」、「宿泊・飲食サービス業」等の業種であることが、一方で市外へ所得が流出している産業としては、「住宅賃貸業」、「専門・科学技術、業務支援サービス業」、「建設業」、「卸・小売業」、「情報通信業」、「運輸・郵便業」などの業種であることが分かりました。

さらに、通勤通学人口の分析におきましては、本市には高畠町からの流入者が最も多く、次いで南陽市、川西町、山形市、長井市の順となっており、それをさらに産業別に見ますと、製造業に関する流入者が最も多く、次いで卸・小売業や医療・福祉などの産業の流入者が多いことが分かりました。この項目では、市外への雇用所得の流出が見られる一方で、商業施設などへの民間消費の流入が見られることも分かりました。

このようにデータに基づいた産業構造分析は、御意見のとおり、本市の強みや弱みを抽出し、現状を客観的に把握する上で非常に有効な手法の一つでありますので、今後継続してさらに詳細な分析などを進めていく必要があるものと考えています。

こうした考え方の下、地域循環型経済の構築に向けた指針などの設定についてですが、経済そのものを地域内で循環型にしていく上では非常に有効な手段であるとは認識しておりますが、自由経済・自由市場の中におきましては、望む者が自発的かつ自由に取引を行うことが基本となりますので、行政が民間同士の取引に対して干渉や一種の規制をすることはなかなか難しいものと考えております。

しかし、地域内で発生した需要を地域外へできるだけ出さないで地域内で回していくことは、地

域経済の自立と活性化につながるものでありますので、市として何らかの考え、方針などを示すことができないか、引き続き検討していきたいと考えております。

次に、（２）市民の意識醸成についてですが、市内経済は、地域に居住する消費者とその暮らしを支える基盤である企業、個人事業主及びそれらの複合体である各商店街などの事業者を中心に成り立っております。それぞれの経済活動を活性化することで地域全体への活力につながっていくものと認識しております。

本市が持続可能なまちとして発展していくためには、地域内経済循環を促進しながら地域経済循環率を高めていくことが重要であり、御意見にありましたとおり、消費者と事業者双方の意識を醸成していくことが必要だと考えております。

先ほど申し上げましたが、地域経済分析システム「RESAS」などを活用することで、数値データの分析などにより地域経済及び産業の強み、弱みなどを客観的に見える化して認識することが一定程度可能となります。

こうした本市の経済及び産業構造などの分析結果を具体的な図表でまとめるなど見える化を図ることで、市民の皆様にも分かりやすく周知していくことが市民の意識醸成を図る上でより効果的と考えておりますので、今後、ホームページや広報などでそれらの情報を発信していくことも検討していきたいと考えているところです。

次に、（３）現状における取組についてであります。本市における地域循環経済の構築に向けた取組として、まず商工分野の取組であります。昨年度、緊急経済対策として個人消費喚起による地域内経済循環の促進を図る目的で、市内商店でのみ利用することができる「米商連共通買物券 愛の商品券2020」によるプレミアム付商品券の販売事業を過去最大規模で実施したところであります。飲食店、小売・卸業など、中小企業や小規模事業者の占める割合が高い本市におきまして、

地域循環型経済を推進する上でも相当程度の効果を上げることができたものと考えております。

また、今年度の緊急経済対策事業として、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に支障を来している市内飲食店や小売店などでの消費活動を喚起し、地域経済の回復につなげることを目的に、市内500店舗の事業者によるプレミアム付クーポン券事業を6月1日から10月末までの期間で実施しているほか、昨年度に引き続き同業種等で組織された団体、複数の事業所等が協調して消費喚起につながる販促キャンペーン事業や各店舗への集客を目的としたイベントなどを実施する場合に事業費の一部を支援する消費喚起促進事業を実施しているところであり、これらの事業による地域経済への波及効果や市内経済の循環による景気浮揚に期待しているところです。

さらに、ものづくり分野における地域内受発注を目指した取組としては、地域ものづくり企業の販路開拓や技術開発、人材育成などを目的として、本市及び地域産業団体などにより組織されました米沢ものづくり振興協議会において、令和2年度から専属で配置いたしました販路開拓支援員によるビジネスマッチング事業が上げられます。

この販路開拓支援員によるビジネスマッチングについては、工業分野だけにとどまらず、工業と農業、工業と観光といった異業種連携の枠組みの中においても、実際にビジネス成約を実現するなどの成果も出始めているところです。

今後も、市内企業同士のビジネスマッチングや市外から獲得した仕事の市内企業へのビジネス展開などを含む連携強化により、地域循環型経済の構築を推進していきます。

また、個々の店舗の魅力を高めるため、各店の特色あるお勧め商品や消費ニーズを反映させた商品開発を行い、店舗自慢の一品を広くPRし、店舗への集客力と認知度向上を目的としました一店舗一名物開発事業なども商工会議所と連携しながら継続的に取り組んでいるところです。

次に、観光分野の取組につきましては、これまで緊急経済対策事業として、市民を対象に、宿泊または食事を含む日帰りプランを利用した際に宿泊料金等から半額を割引きます「米沢市民限定 宿で癒されてキャンペーン事業」や、外出を控えていた市内小中学生を対象にトレッキング体験などでの元気回復と、外出自粛要請により深刻な影響を受けている市内観光関連事業者などの営業機会をつくるため小中学生リフレッシュトレッキング事業、そして昨年中止となりました米沢上杉まつりに代わる秋の元気回復キャンペーンが上げられます。これらの事業による地元の事業者や関連団体などから地域で経済循環される商品の調達やサービスの提供をしていただきながら、落ち込んだ地域経済の回復に向けて一定の効果を上げることができたものと考えています。

この秋に予定しておりました秋の米沢上杉まつりとなせばなる秋まつりが中止となりましたが、引き続き代替イベントの実施を検討し、地域で経済循環される商品などをできるだけ多く調達しながら、地域経済の回復を図っていきたいと考えています。

次に、農業分野の取組についてであります、平成22年度より学校給食における地場産農産物供給事業として、学校給食用食材の共同購入事業を米沢青果株式会社にお願ひし、地産地消を推進しております。

現在、対象品目はオカヒジキ、キュウリ、寒中キャベツなど13品目であります、今後さらに増やしていけないか、生産者をはじめ納入業者、米沢青果株式会社、教育委員会と検討していくこととしております。

最後に、全庁的な取組として、本市が行う建設工事に関しまして、市内の事業者が施工可能な工事は市内事業者へ優先的に発注しているところであり、令和2年度は発注した建設工事全99件のうち86件、率にしますと86.8%を市内の事業者に

発注しております。

このように、今後とも、経済そのものの流れを地域内で循環型にするための取組を進めて、地域経済の持続的な発展につなげていきます。

私からは以上です。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、2の骨髄移植ドナー普及啓発に向けた取組についてと、3の障がい者就労施設等からの物品調達方針についてお答えいたします。

初めに、2について、骨髄移植ドナーの支援助成の実績、普及啓発に向けた取組についてお答えいたします。

本市では、平成28年度から公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等の提供者の経済的負担を軽減するために、米沢市骨髄移植ドナー支援助成金として、骨髄等の提供を行うための休暇制度が導入されていない企業等に勤務している方に対して、ドナーに選ばれてから骨髄等を提供するまでの通院や入院に要した日数に応じて、1回の提供につき日額2万円、最大で14万円の助成事業を実施しております。

これまでの助成実績としましては、平成28年度から令和2年度までに5名の方に14万円ずつ、計70万円を助成いたしました。なお、このドナー助成金制度については、平成29年度から山形県内の全市町村で実施されています。

また、骨髄バンクドナー登録者を確保するため、山形県において、山形県赤十字血液センター及び「骨髄バンクを支援するやまがたの会」の協力の下、県内の4保健所が実施する献血会場において、骨髄バンクドナー登録説明会を実施しております。このほか、山形市内にある山形県赤十字血液センターの献血ルームにおいても、随時骨髄バンクのドナー登録を実施しております。

この県が実施する献血会場におけるドナー登録では、献血業務に当たる本市職員も協力し、令和

2年度本市の商業施設やすこやかセンターを会場に行われた計3回の骨髄バンクドナー登録説明会では、37名の骨髄バンクドナー登録がありました。これにより、他の地区で実施したものを合わせて、令和2年度は山形県全体で新たに365名の骨髄バンクドナー登録が加わりました。

さらに、山形県内の骨髄バンクドナー登録者数は、令和3年6月末現在で8,221人となっており、人口1,000人当たりにおける登録者数で見ますと、全国平均9.55人に対して山形県は19.77人となっており、全国でも5番目に多い登録者数となっております。

本市としましては、今後も一人でも多くの患者の方々を救うため、市民の骨髄バンクドナー登録への理解や意識の向上、企業や事業所におけるドナー登録者の心理的負担を軽減できるような組織風土の醸成に向けた普及啓発を進めていく必要があると考えております。

また、骨髄等の提供者の経済的負担を軽減するため、米沢市骨髄移植ドナー支援助成金制度を継続するとともに、骨髄移植ドナーへの理解について啓発活動を進めてまいります。

次に、3の障がい者就労施設等からの物品調達方針についてお答えいたします。

障がい者就労施設等からの物品調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条第1項の規定に基づき、平成26年度より毎年度策定しているもので、障がい者優先調達の一層の推進を図るために、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るための基本方針を定めたものです。この調達方針の内容は、趣旨、対象施設、適用範囲、対象品目、目標、推進するための具体的方策、公表等となっております。

調達実績と目標設定の根拠についてですが、過去5年間の調達実績としまして、平成28年度、257万92円、平成29年度、242万2,631円、平成30年度、246万221円、令和元年度、286万5,698円、令和2

年度、257万1,771円となっております。目標額の設定につきましては、前年度の実績を上回る金額を設定しております。

続きまして、調達方針を策定したことによる効果についてお答えいたします。

1つ目として、社会福祉課が窓口となり、施設等が提供可能な物品及び役務等の情報を収集し各課に情報提供することにより、施設等で受託できる様々な業務について各課が把握しやすくなりました。また、施設等では市が求めている業務を把握することができ、新たな商品開発や役務等の検討を推進し、市発注の契約件数の増加につながりました。

2つ目として、調達方針や実績等について、平成26年度より毎年、広報やホームページに掲載して、施設等で作成している様々な物品や役務について市民が広く知る機会を設けています。このことにより、障がい者就労施設等や障がいのある方への理解につながっていると考えております。

次に、令和2年度の目標額を達成できなかった理由と課題についてお答えいたします。

令和2年度の目標額は290万円で、実績額は257万1,771円でした。約33万円のマイナスとなりました。令和元年度までの調達物品の多くはイベントの景品等に活用できる製品やイベントのチラシ折り込み作業となっております。昨年度は、コロナの影響により、予定していた多くのイベントが中止となったことが目標額を達成することができなかった主な原因の一つと考えております。

これまでは、調達の目標額を実績から設定しておりましたが、数値目標だけでなく、障がいのある方の工賃が増えるような仕組みづくりを行うことが今後の課題となっております。

私からは以上です。

○相田克平議長 中村圭介議員。

○23番（中村圭介議員） それでは、質問席から引き続き質問させていただきます。

まず初めに、地域循環型経済に関してですけれ

ども、冒頭申し上げますけれども、私これは何も鎖国的な政策を取って何としても金を流出させないとかそういう話ではなくて、やはり今の経済の状況を、現状を知ると、それに対して有効な手だてを打っていこうと、また、それに対して意識を広げることでより強固な地域内経済循環が生まれてくるのではないかという趣旨でございますので、そこだけは御理解いただければと思います。

RESASを活用した分析に入られたということで、これは非常に前進されたと思っております。でも、問題はそのRESASから出てきたそういう現状をどう読み解いて、その先ほど言った指針等々、政策等々に生かしていくのかということが重要になるかと思えます。その辺のプロセスはどのようにお考えでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 その分析結果によりまして、地域の強いところと弱いところ、そういうところをしっかりと把握しながら、特に強いところについてはよりその産業を振興させながら、地域で生産される付加価値、そういうものをさらに増大させていく、そして雇用所得の増加につなげていく。それはさらに御意見にありましたような消費や投資、そういうものにもつながっていくと思っておりますので、その分析結果に基づいて、強いところは伸ばしていく、弱いところにはどうしていくか、その施策を展開していく。そういうところを考えていきたいと思っております。

○相田克平議長 中村圭介議員。

○23番（中村圭介議員） ぜひ、その分析結果は明瞭にまとめたものを私どもにも出来上がりしましたらお示しいただければと思います。私もRESASをいじってみて、米沢市のその経済循環のデータを見てみました。確かに今部長がおっしゃったように、2015年は101%ということで100%を上回っている状況、ですが、2010年を見てみると105.7%とずっと循環率が高かったのですね、

2010年は。この差は何かと見てみますと、消費の部分でその2010年は流出が58億円だったのが、2015年では196億円、140億円近いお金が流出していると。その分が結果としてパーセンテージを4ポイントほど引き下げたと読み取れるかと思えます。この140億円が何らかの一時的な例えばその中間投入経費であったのかとか、やっぱりこういったところもぜひ分析しながらもそういった状況を読み解いて、改善すべきところ、伸ばすところ、そういったところまでぜひ細やかなところまでできる限り分析していただきたいと思うところであります。その分析と調査結果の報告についてはいかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 先ほど、分析したデータを市民の方にお知らせしていくことが市民意識の醸成につながるとお答えいたしましたけれども、今分析したものを図表や表などにしながらまとめたものもございます。すごく分かりやすいと思っておりますので、そういうものを今後外にお知らせしていくような、そういう手だては取っていきたいと考えているところです。

○相田克平議長 中村圭介議員。

○23番（中村圭介議員） その周知の方法、そのデータが出てということ、そういった資料を示せることも一つの手かとは思いますが、私はもっと早くもっと分かりやすい言葉で市内消費を促す、喚起する何か手だてを打ったほうがいいと思います。

といいますのが、先ほどその実績の中で、プレミアム商品券であったり、クーポン券であったりというお話がありました。確かにこれは域内にお金が出ていますから、域内にお金が入ったと見てとれます。ですけれども、ここで考えなければいけないのが、お金は回っているけれどもその利用をしている市民の方がやはりその地域の商店街は自分たちで守っていくのだ、域内で消費することが自分たちのまちを守るのだという

意識までつながっているかということを申し上げたいのです。単にプレミアムがついてラッキーといって使っている人がほとんどではないのかと、それを私は思っております。

ですので、地域循環型のその現状の取組という部分を、そういった視点も含めてお聞きしたかったのですが、実際どうでしょうか。これまでの各事業を実施した後に、例えばリピーターが増えたとか、そういうプレミアムをつけたことで何らかの好循環が生まれてきているものなのかどうか、その辺何か把握されているでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 先ほど事例で申し上げました経済対策関係でありますけれども、波及効果、そういうところまでは分析しておりまして、その後のリピーターにつながっているかどうか、そこまでは残念ながらまだ調査分析まではしていないところです。

○相田克平議長 中村圭介議員。

○23番（中村圭介議員） 私はそこを重視しています。そこを大事だと思っています、逆に。それにつながらないのだったら、むしろお金をばらまいて懐にしまってもらっているのと私はもうやっていることが同じだと思っております、やはり足を運んだ人たちがこの場所にこんな店があるのだと、その後の消費活動に結びつける、これが何よりも大事だと思っております。

ですからこそ、私はそのデータが出て目に示すのもそうなのですが、それより先にやはり米沢市としては域内で経済循環させて、地域の企業を守っていくのだと、例えばそういった強い姿勢を見せるだけでも市民はなるほどと容易に理解できるのではないかと思います。ですから、そのデータができる前にも、これはもう6年前から言っているのです。ぜひ何とか地元消費を促すような何らかのPRをぜひやっていただきたいと思うわけですが、いかがなものでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長　今お話がございましたけれども、やはり地域循環型経済には様々な産業がございます。どういう部分でPRできるのか。今のお話ですと、どちらかといいますと宿泊・飲食・小売、そういう部分かと思いましたが、そのPRの仕方、それについてはしっかりと考えていきたいと思っております。

○相田克平議長　中村圭介議員。

○23番（中村圭介議員）　ぜひお願いします。どちらかというと、市民の方は産業構造がどうか、ここが強くてというよりも、地元でお金を落とせばいずれ自分に返ってくるのですよと、単純なそのフレーズでいいと思うのです。ですから、あまり難しく考えないでいただいて、ぜひこれは早く実行していただきたいということを強くお願いしたいと思います。

それでは、次に、骨髄移植ドナーのほうに移りたいと思いますけれども、先ほど、今後事業者等に向けた啓発等も行っていくという部長からのお話がありました。まさに壇上でも述べましたが、やはりドナー提供者が見つかったにもかかわらず、なかなかその企業風土というか、あとはなかなかその提供者の心的負担が軽減されずに辞退してしまうというところ、何とかこの制度はあるものの、そういう人が増えてしまうとこの制度の意味も大変薄れてしまいますので、何とかこの制度をしっかりと生かすためにも、先ほど言った心理的負担をおっしゃいましたが、それを軽減する啓発活動をぜひ具体的に行っていただきたいと思いますが、何かそういった啓発等についての思案等ありましたら、ぜひここでお聞かせいただきたいと思います。

○相田克平議長　山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長　このドナー登録の事業につきましては、山形県で実施する事業にはなっておりますけれども、やはり先ほど壇上で申し上げましたように、啓発活動、心理的負担を軽減するようなPR活動、周知活動というのは市として

も必要なものになってくると思っています。具体的には、現在、ホームページ等で周知活動を行っているわけですが、さらに何かよい方法がないかなどについては検討を進めていきたいと思っています。

○相田克平議長　中村圭介議員。

○23番（中村圭介議員）　普通に生活しているとなかなかこのことに気づくということは非常に少ないかと思います。市民が多く目にする例えば広報であつたりですとか、今回の実績という、人数でならせば毎年1人の米沢市からのドナー、提供者が生まれているということで、ぜひそういった方の声とか、もし機会があればそういったものを載せて広報していただければと思います。

今後の制度の中身について、一つ課題というか、御提案なのですが、これは事業者へも支援を拡大してはどうでしょうかということを御提案させていただきます。当然、企業によればやっぱり大小様々でして、やはり個人に支払ったからといって会社が成り立たないというところもあるかと思っています。何を言いたいかといえば、対象者と勤務する事業者、双方に支援してはどうかという話です。

これのいいところは、当然まずはそもそもこういった制度をつくりましたということが事業者への働きかけのきっかけになるということです。制度をつくるというよりも、おまえ行ってこいと、さすがよく決断したなど、褒めたたえてもらうというか、本当に頑張っただけと後押ししてもらえような風土をつくっていただきたいと思うわけです。ぜひ、今言ったことも今後の検討課題として検討いただければと思うわけですが、いかがでしょうか。

○相田克平議長　山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長　今御提案いただきました内容につきまして、やはり県とも調整をさせていただきながら、進められることは進めていきたいと思っています。確かに事業者、個人それぞれに何

かしらやはり負担にならないような方策というのは必要かと思しますので、県にもお話をさせていただきながら検討を進めたいと思います。

○相田克平議長 中村圭介議員。

○23番（中村圭介議員） よろしく願いいたします。

それでは、最後の大項目3に移りたいと思います。まずお伺いしたいのが、実はこの質問をするきっかけとなったこと、これは聞き取りの際にもお話ししておりましたけれども、その実際の工賃の単価、見積合わせをして随意契約を結んでいるという状況を聞いているのですが、幾つかの施設に聞いてみると、相当民間の工賃の感覚とはかけ離れた額で契約しているという話を聞いたことがあります。まずはそういった実態があるのか、把握されているものなのかどうか、まずその辺、お聞かせください。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 今議員仰せのように、本市での物品調達に関しましては、見積合わせ等を行って決定しております。ですので、どうしても金額の低い方のほうに業務が行くというシステムになっております。しかしながら、議員御指摘のように、本当にその金額が適正なものか、低くないのかということに関しましては、やはり課題があるかと思っております。そういうところは担当課としては十分認識しているということです。

○相田克平議長 中村圭介議員。

○23番（中村圭介議員） この制度の趣旨からいって、この物品調達、役務の調達は競争原理を働かせるようなものではないかと思っております。適切な金額でしっかりと仕事をしていただいて、一番の目的としては、やはり各施設の平均工賃を上げていくということが最大の目的になろうかと考えております。ぜひ、その適切な工賃というものも検討していただきながら、より適正な価格で発注できるように、これは至急取り組んでいただ

きたいと考えます。いま一度御答弁いただけますでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 先ほど課題として取り上げさせていただきました。よって、業務内容に見合った設定金額を提示しながら、その金額と業務内容を実施できる事業所に手を挙げてもらうなど、そんな方式を今後検討していきたいと考えております。

○相田克平議長 中村圭介議員。

○23番（中村圭介議員） ぜひ、適切な発注になるよう、こちらを強く要望したいと思います。

あと、各施設との対話も大切にさせていただきたいと思っております。先ほど、500万円の発注実績があったと言ったけれども、景品とおっしゃいました。確かに実績を見ると、物品が結構多いですね。でも、それだと施設も限られてきて、やはりその施設によって作業者の能力によって受けられるもの、受けられないものがあるようであります。でも、多くの作業者から聞くと、単純な軽作業、こういったものは非常に受けやすいという話も聞いております。

何だと提供できるかではなくて、各施設がどんな作業を望んでいるのかということを知っていて、それに合わせて市が発注しないと、あそこに物があるからこれ買って、これ買ってということでは、何ら平均工賃の向上には結びついていきません。ぜひ、そういった聞き取りを毎年毎年行っているのかどうかは分かりませんが、そういった各施設の意向をしっかりと吸い上げていただいて、事情に即した発注というか、調達をお願いしたいと考えるわけですが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 確かに社会福祉課が現在窓口となって業務を推進しているわけですので、行政が関わっているという利点を最大限に生かさなくてはいけないと思います。やはり施設等との綿密な話をお聞きする、聞き取りをするなど

して、今後品目等についてもさらなる拡充が図れるかなど、施設の聞き取りを行いながら進めていきたいと思います。

○相田克平議長 中村圭介議員。

○23番(中村圭介議員) 法律にもあるのですね。実情に即した調達を行うこととあります。あとは各施設の実態に応じて調達の目標を推進すべきとの記載もあります。ですので、今後の目標値というものはその前年度の金額を上回るというものではなくて、現状がこうで、平均工賃がこうだと、こう上げるには幾ら幾らぐらいあれば状況が改善するだろうという視点をぜひ持っていたきたいと思います。

それと、これまでのこの物品調達の発注は、単発的に行われていると聞いております。都度都度調達が発生するたびに見積依頼が来てという状況だと聞いておりますけれども、やはり各施設は大変に厳しい状況の中で苦心して様々に作業というか、仕事を見つけられて取り組んでおるようです。何を言いたいのかといえば、年度が替わった当初にできるだけ早く各課からのその調達の意向を集約して年度当初に示すことで、各施設は計画的にその仕事を受注することができるというか、調達することができるということにつながっていかうかと思います。ぜひ、早めの情報開示というか、こういったものにも取り組んでいただきたいと思うわけですが、この点いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 業務発注の年間スケジュールについてということだと思います。予算が確定したタイミングで各課に発注予定を確認して進めていきたいと思います。どこまで可能になるか分かりませんが、現在のやり方ではなくスケジュールを確認し、その年間スケジュールについて障がい者就労施設等へ提供できるよう検討していきたいと思います。

○相田克平議長 中村圭介議員。

○23番(中村圭介議員) よろしくお願ひします。

あと、最後になりますけれども、この法律からいけば、単に役所だけが優先調達をするというものではなくて、やはりその作業環境というか、施設の雇用維持に資することも取り組んでいくということも法では課せられておるものと考えています。そういった意味では、やはり市内はもちろん、市外の事業者、こういったところのマッチングですよね。ぜひそういった意味では市としても積極的に新たな仕事を生み出すための取組、今ホームページに掲載されていますよね。でも見ないです、あそこは、企業の方。ぜひ、何らかの手法でPR等々をしていただければと思うわけですが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 これまでも商工課で実施しております内職相談で、企業からの内職依頼と障がい者就労施設等との受託依頼のマッチングを行っており、好評を得ていると思っております。今後も継続して連携していきたいと思いますが、さらにそれ以外に先ほどおっしゃったようにPR活動も含めて、今後とも関係する各課と連携し、様々な機会を捉えながら企業等への働きかけを検討していきます。

○相田克平議長 中村圭介議員。

○23番(中村圭介議員) よろしくお願ひします。

繰り返し繰り返し申し上げますが、単に数値目標ではなくて、ぜひ仕事を確保する、平均工賃を上げる、その視点を忘れずに検討していただきたいと思います。場合によっては、市で定めている調達方針もこれは少し変える必要もあるのではないかなと思っています。ちょっとあっさりしているというか、最後に、この調達方針も含めて、ぜひ本来の法の精神というか、本来の意味にのっとった環境づくり、調達ができるように、この方針の見直しも含めて検討いただきたいと思いますので、最後、部長からのお声をお聞かせいただければと思います。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 確かに米沢市で策定している基本方針につきましては、最後のところに目標数値の総額だけを上げているような状況になっております。御提案がありましたように、障がいがある方の賃金が上がることをまずは第一に考えて、そのような取組をこの方針に組み込めないか、今後検討してまいります。

○相田克平議長 以上で23番中村圭介議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時09分 休 憩

午後 1時09分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、本市の移住者の受入れ政策について外1点、14番山村明議員。

〔14番山村 明議員登壇〕（拍手）

○14番（山村 明議員） こんにちは。櫻田門の山村明であります。

ただいまニュースを見ておりまして、政局が大変なことに動いてきたようであって、どうもこのままではパラリンピックもぶっ飛んでしまうのかという心配をしております。

それでは質問に入ります。

米沢市の人口は、国勢調査によると、昭和35年には9万6,991人で、その後減少したが、平成7年、平成12年頃には9万5,000人台と盛り返したものの、その後、減り続けて、令和2年の国勢調査では8万1,326人となり、令和3年、今年の7月1日では8万617人となっています。

平成27年からの5年間で4,627人が減少しております。人口が多いということは生産力があり、同時に消費力があるということでもあります。人口を減少させないためには減少する分を補う手だ

てが必要で、増加策を講じなければなりません。

そこで、このたびは本市の移住者の受入れ政策について質問いたします。

1、移住者の受入れ実績と現状はどうか。近年の米沢市への移住者数の推移はどのようになっているのか。

2、移住者の満足度をどのように評価しているのか。また、移住してこられた方々が米沢市をどう見ていると思うのか。

3、これからの課題・問題点はどうか。移住者が米沢に何を求めているか。移住者をもっと増やす施策をどう考えているか。

次に、新庁舎を開庁してから4か月になろうとしています。使い慣れてきたところと、片や不具合を感じているところが出てきているのではないかと思います。

2つ、市庁舎の建て替えについて。

1、市庁舎への車でのアクセスはスムーズにできているか。

私が帰るときは、東南方向へ出るので、南側の正面から左折して出ていけるようになり、大変スムーズになりましたが、市の中心部から市役所に入ろうとすると、大きく東側から回り込むか、北へ回り込んで消防と通信室の間の狭い部分を上って入ってこなければならない。何か遠回りになるような気がしております。旧庁舎解体後はスムーズな進入路ができるのか。

2、市民・職員の新庁舎の評価をどのように捉えているか。

3、配置計画は適切だったか。

私どもは当初、4階の機械室に異議を唱えましたが、4階フロアは、北側は議会の控室などになり、南側には休憩スペースが取れて、機械室・電気室が当初計画よりもコンパクトに縮小されたように思うが、そこはどうだったのでしょうか。食堂をなくして売店に対応するとしたが、なぜ失敗したのか。売店はできるのか。できるとすれば、いつ頃の開店予定なのか、お伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、1の本市の移住者の受入れ政策についてお答えいたします。

まず、(1)の移住者の受入れ実績と現状についてであります。移住者の受入れ実績につきましては、山形県と各市町村が連携し、毎年転入者移動調査を実施しております。この調査は、各市町村の転入届窓口において、転入届出を行った方に対し、市町村に転入した方の数や理由などに関して任意でアンケート調査を実施しているものでございます。県外移住者数の考え方につきましては、県外から転入した方のうち、転入理由が「転勤」及び「進学・就学」以外の方の数字で整理をしているところでございます。

そのアンケート結果による本市の移住者数につきましては、平成29年度は53世帯64名、平成30年度は同じく53世帯64名、令和元年度は55世帯67名、令和2年度は81世帯93名となっております。また、今年度の4月から6月の3か月間の累計は25世帯31名となっております。

任意のアンケート調査に基づくものであり、正確な移住者数を把握できてはおりませんが、この調査から、本市に移住されている方が少しずつ増えてきている傾向を表しているのではないかと考えております。

なお、今後は、本市に移住相談された方や本市の移住制度を活用されて移住された方の状況などを通して、移住者数や移住理由等の把握に努め、本市の移住定住施策の効果検証や施策の充実につなげていきたいと考えております。

次に、(2)の移住者の満足度はどのように評価しているかについてお答えいたします。

本市に移住された方の中には、自らが企画し、地元住民との交流機会を設けていらっしゃる方もおります。具体的には、畑で取れた新鮮な野菜で参加者同士が料理を作って楽しむホームパー

ティーを開催したり、手作り雑貨やお菓子、野菜などを自分たちで販売するマルシェを企画したりするなど、多世代多業種の方々が自由に交流を楽しみながら情報交換し、地域コミュニティを広げております。

このような場に参加されている方々から御意見をお伺いすると、米沢での暮らしは、「移住者を温かく受け入れ、応援してくれるところ」、「ユニークな夢と思いを持った人が集まるところ」、「家族との時間を大切にできるところ」、「みんな親切で様々な世代の人との交流が盛んなところ」、「四季折々の変化に富む自然に囲まれ、子育てにも恵まれた環境」といった御意見をいただいております。本市での暮らしに一定程度満足していただけているものと思われま

す。今後、市でも移住者同士の意見交換、交流の場として移住者ミーティングを開催することを考えており、移住後の米沢での楽しみ方や暮らしの悩みなど、移住者の生の声を共有し合える場を設けてまいります。また、移住者に対して個別にアンケート調査を行い、移住者の満足度を測ることも検討したいと考えております。

次に、(3)のこれからの課題・問題点は何かについてお答えいたします。

まずは、移住希望者に対して本市の魅力をいかに伝えていくかが重要ではないかと思っております。これまでも首都圏で開催される移住希望者向けの移住定住イベントへの参加や米沢市ふるさと暮らしセミナーの開催を通し、米沢暮らしの魅力について定期的に情報発信を行っているところであります。また、移住希望者が移住先を決定するに当たっては、住まいや仕事はもちろんですが、地域住民とのつながりも重要なポイントとなります。そのため、豊かな自然に囲まれた南原の関地区において、1泊または2泊の民泊を行い、地域の方との交流を図るお試し暮らし体験事業を実施しております。

こうした取組により、本市の魅力や住みやすさ

などを知り、感じてもらうことに加え、今後は首都圏などで米沢ファンが自ら企画し、集い合う交流イベントの開催を支援し、本市の魅力を楽しみながら共有し、つながり合う機会を設けていきたいと考えております。

なお、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により、首都圏などでの移住イベントやセミナー、首都圏などからのお試し暮らし体験事業を通常どおり開催することは困難でありますので、オンラインによる交流会・相談会に切り替えながら、これまでのつながりを継続しているところであります。

昨年11月と今年2月に参加希望者にあらかじめレトルト芋煮や雪見酒を送付し、一緒に食べながら市内各地を中継で結ぶオンライン交流会を開催しました。今年度も7月にオンライン交流会を開催し、世界農業遺産を目指している紅花をテーマに、紅花生産者や米織関係者からお話をいただき、移住希望者や米沢ファンの方に情報発信を行ったところであります。こうした取組により、米沢ファンのネットワーク構築を図りながら、多様な形で本市に関わっていただける関係人口の創出、拡大にも努めてまいります。

私からは以上でございます。

○相田克平議長 後藤総務部長。

〔後藤利明総務部長登壇〕

○後藤利明総務部長 私からは、2の市庁舎の建て替えについてお答えいたします。

まず、(1)の市庁舎への車でのアクセスはスムーズにできているかについてであります。南側の進入路について、旧庁舎では出入りともに左折及び右折が可能でしたが、新庁舎では警察の指導を踏まえ、渋滞や事故の発生を防止するため、出入りともに左折のみとしたところでございます。この規制により、花沢大橋方面及び北村公園方面から車で来庁される方については、庁舎南側の道路に入ってしまうと、右折進入禁止のため大分遠回りになることから、花沢大橋及び武道

館付近に案内標識を設置し、遠回りすることがないよう市役所の入り口を御案内しているところでございます。

旧庁舎解体後につきましても、庁舎駐車場への進入路の変更はありませんが、初めての方でも迷うことなく市役所にお越しいただけるよう、分かりやすい案内標識の設置を検討してまいります。

次に、(2)市民・職員の評価をどう捉えているかについてお答えいたします。

まず、市民の評価についてであります。総合案内でいただいた御意見になりますが、お褒めの言葉といたしましては、「新しい庁舎になり、大変きれいで明るい」、「バリアフリーで車椅子やシルバーカーが使いやすい」、また「階段が広く緩やかになって上りやすい」などの御意見をいただいたところでございます。また、要望事項といたしましては、「銀行がなくなり不便になった」、「食堂を続けてほしかった」、「案内図が小さくて見づらい」、「時計がなく、時間が分からない」といった御意見をいただいております。

次に、職員からの評価についてであります。今年の5月に各課等へ新庁舎に関する意見を照会したところ、全体で197件の意見があり、その一例といたしましては、身の回りの収納スペースの不足、通路にある扉の常時開放、手指消毒用のアルコール等の増設、相談室へのアクリル板の設置などに関する意見があったところでございます。

市民及び職員からの意見につきましては真摯に受け止め、実施可能なものは既に対応しているところもありますが、未対応となっているものにつきましても今後検討を進め、実施可能なものにつきましては順次対応していきたいと考えているところでございます。

次に、(3)配置計画は適切だったのかについてお答えいたします。

まず、機械室の配置についてであります。基本計画段階では防災拠点施設としての機能が十

分発揮されるよう、万が一洪水が発生した場合においても、非常用発電機等の設備機器に被害が及ばないようにするなどの理由により4階に配置したところでございます。4階機械室の面積が基本計画段階から縮小したことにつきましては、設計段階でできるだけ居住空間を確保するための検討を行い、屋外に設置可能な機器を屋上スペースに設置したほか、空調方式の見直しにより大規模機器が不要となったことなどの理由によるものであります。

次に、売店についてであります。昨年の4月から5月にかけて公募型プロポーザルを実施しましたが、参加申込みがなく中止となりました。その後、大手コンビニエンスストアなどの事業者と売店の出店や食品を販売できる自動販売機の設置について個別に協議を行ったところ、いずれの事業者からも困難との回答があり、その要因としては、旧庁舎での売店の売上実績がないため、損益試算を厳しくせざるを得ないこと、また職員が利用客の中心と見られるが、経営が成り立つほど職員数が多くないこと、また庁舎の周辺にコンビニエンスストアやドラッグストア、飲食店などが営業しており、商業環境が充実していることが上げられました。

そのため、当面の臨時的な措置として、売店のスペースで弁当などの昼食となる食品や飲み物を昼の時間のみ販売する対応を行っております。

なお、現在、市内の事業者から売店運営の希望があったため、条件を見直した上で再度公募型プロポーザルの公告を行い、参加者の募集を行っているところでございます。今後、参加申込みがありましたら、審査を行った上で売店運営事業者を選定し、今年の12月中旬には売店の営業を開始させたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○相田克平議長 山村明議員。

○14番(山村 明議員) ありがとうございます。それでは、移住対策のほうからお聞きしてい

きたいと。聞き取りで通告してあったことにかぶるような、今1回目でも答弁出てまいりましたけれども、多少重複するかもしれませんが、聞き取りで申し上げてありますので、順序に従って質問してまいりたいと思います。

やっぱり、移住された方々の思いの中にどういう思いがあるのかなと私探ってみましたところ、移住者同士の連絡・連携が取れるようになっていくのか、それから、地域のコミュニティーが受け入れてくれるかどうか。要するに地域社会にその町内や部落に溶け込めるのだろうかという心配が非常に感じられたのですが、その辺はいかがでしょうか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 壇上でも答弁いたしましたけれども、事前に移住される前に米沢市の暮らしを体験してもらおうということで、関地区で民泊をして地域の方々と交流したりと、そういったことで地域の方々とつながりを持って来られるという印象を持ってもらうという取組もやっております。また、移住された後で地域の方々とうまくいくような形でコミュニケーションが取れるように我々もサポートしているところでございます。

○相田克平議長 山村明議員。

○14番(山村 明議員) 次に、移住者にとって、受入れ側の熱意が感じられるのかと。やはり、移住者に来ていただきたいというのは多くの自治体が競争しているような状況になっているのだと思います。移住しようとする方にとっても、数か所に絞り込んで最終決定に持っていくということになるかと思いますが、そこで受入れ側の熱意がどれくらい強いものかということはやはり担当者のその説得力、それから担当者のイメージ、そういったものが非常に比重が多くなるのではないかと思います。その辺はどうでしょう。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 やはり、移住された方か

らお話を聞きますと、人と人とのつながりというもの非常に大切だということで、それを決め手にして来られているということもお聞きしてございます。ですので、担当職員のしっかりしたサポートをはじめ、地域の方々からの協力もいただきながら、移住希望者一人一人に寄り添って信頼関係を深め、移住につなげていきたいと考えてございます。

○相田克平議長 山村明議員。

○14番（山村 明議員） それから、外国人等の対応というか、そういうものは何か対策というか、対応は何かやっておられるのかお聞きします。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 具体的に外国人だからといった対応というものはございませんけれども、やはり国際交流協会とかもございまして、そういった方々を通して、連携してそういった希望者がおられればそういった対応をしていくということになるのかと考えてございます。

○相田克平議長 山村明議員。

○14番（山村 明議員） それから、自治体によってはセカンドハウス、別荘の誘致ということに力を入れている自治体もあるようでありますけれども、米沢市としてはこの辺はどのような考えをお持ちですか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 さきの6月定例会の一般質問でもございましたけれども、地方に就労や生活の拠点を移し、都市との関わりも副次的に残す二地域居住の拡大というものが全国的に期待されているところでございます。二地域居住の普及促進や機運の向上を目的に、様々な施策・事例等の情報交換、共有、発信、課題の整理や対応策の検討、提言などを行う全国二地域居住等促進協議会、これが今年3月に設立され、本市も加入しているところでございます。各地域における最新の傾向や成功事例などの情報を共有しながら、セカンドハウスの誘致も含めて本市への二地域居住

の普及・促進について検討していきたいと考えております。

○相田克平議長 山村明議員。

○14番（山村 明議員） 私もこのたび移住ということについていろいろ調べてみたのですが、その中で住みたい田舎ランキングというのがこういう田舎に移住するようなことを取り上げた月刊誌に載っておって、今年の2月号に住みたい田舎ランキングというのが出たのです。この本を私も手に入れようと思ひまして本屋へ発注したのですが、売り切れておってないと。調べようと思って図書館に行ったら、その書籍は置いておらないという回答だったわけで、インターネットで探し出して見ました。その住みたい田舎ランキングのところに、米沢市という自治体名は出ていなかったわけでありまして、なぜ載っていなかったのか。その辺、当局はどのように思っていますか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 ただいま議員がお述べになりました住みたい田舎ベストランキングにつきましては、月刊誌の出版社が移住定住の推進に積極的な市町村を対象に移住支援策や医療、子育て、自然環境、就労支援、移住者数などを含むアンケート調査を実施し、その回答を基に田舎暮らしの魅力を数値化し、ランキング形式で紹介しているものでございます。

本市におきましては、今回アンケート調査にたまたま回答しておりませんでしたので、ランキング評価には反映されておりません。移住に関して様々な情報誌ですとか、情報サイトなどからお問合せ、アンケートなどがたくさん寄せられておりまして、今後はそれらの内容を選別して活用しながら情報発信にも努めたいと考えております。

○相田克平議長 山村明議員。

○14番（山村 明議員） 私も米沢市のランキングがどのぐらいになっているのかということを楽しみながらインターネットでその本の記事を

見たわけですが、どうもその雑誌の状況を探ってみると、その書籍を発行している会社が、その本の編集者のほうから各自治体にアンケートが送られていると思うのです。そのアンケートに270項目ぐらいですかね、アンケートに答えるところがあつたような気がしますけれども、そのアンケートに答えたところの自治体はその雑誌の中でいろんな数値を集計してランキングをつけたり、その市町村を紹介したりしているようなのです。

山形県について調べてみたら、山形県は35市町村のうち13市町村、市では鶴岡、酒田、村山、天童、尾花沢、南陽の6市、あと町も山辺、中山、金山、川西、庄内、遊佐の6町、それと鮭川村の1村で、13市町村が山形県はその本に取り上げられておったようです。

全国では645市町村の回答があつたということのようです。全国の市町村数は現在1,718、このうち田舎移住ということに該当しない、例えば政令指定都市とか、人口の多いところは多分あまりこういったものには重きを置いておらないので、そういったところはあまりなかったと思うのですが、北海道なんかは非常に過疎が進んでいるので、こういうことに熱心なのかと思いますが、北海道の場合185市町村のうち74自治体がこれに答えていると。それから、長野県が77市町村のうち39自治体が答えていると。政令指定都市とか東京の23区等を除くと、おおむね大ざっぱに言って大体該当するまちのうちの半数ぐらいはこの月刊誌のアンケートに答えているのかと私は捉えました。

ちらちらとこの本の記事を見たときに、宮城県の栗原市は東京と仙台に移住交流窓口を設置しているとか、富山県の南砺市では、「南砺で暮らしません課」という課を設けて一生懸命やっていると。それから、松山市では、コロナ禍の中でオンラインでの移住相談窓口を開設と。米沢市でも7月31日にこのたびはオンラインの移住セミ

ナーをやっておるようでありますけれども、こういった記事も載っておって、それから月刊誌で大体のページがカラーで記事が掲載されておって、非常に宣伝になると思うのですが、この月刊誌に何か載るような働きかけというか、アンケートに答えていくとか、そういった考えはどのように考えていますでしょうか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 先ほども申し上げましたが、移住に関する雑誌、情報誌についてはいろいろございますので、今回御紹介いただきましたその件についても、掲載されるような形で次のアンケートの際には調査に協力していきたいと考えております。

○相田克平議長 山村明議員。

○14番(山村 明議員) あと、非常に北海道の自治体は過疎で移住政策に一生懸命やっていると思うのです。中には母子家庭の移住に力を入れている自治体があつたり、非常にユニークな対策を取っているところもありました。それから、今の世界情勢からすると、香港からの移住者なんかも多くは出てくるのかという気はしますが、ただ日本においては外国人の移住についてはあまり実績がほかの国と比べると非常に少ないので、こういったところはやっぱり国策でやっていかないと難しいのかと思います。

このコロナ禍の中で、都会ではワクチンの予約や接種をするのに大行列が起こっておって、そして感染者数が非常に多いという中で田舎が見直されて、やっぱり感染者も少ないし、都会では自宅療養中に亡くなっている方もおられるということで、田舎移住呼び込みの絶好のチャンスではないかと思いますが、なかなか人と面談したり接触したりすることが非常に今規制されている中で、この移住政策というものが絶好のチャンスだと思いますけれども、その辺、非常に相反する状況ではありますけれども、これから先どのように対応していきたいという思いを持っているか、お

聞きしたい。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 やはり、オンラインによる移住相談、また移住セミナーのようなものの開催を通して、なかなか首都圏の方と直接交流は難しいところもございますので、そういったものを活用しながら移住したい方との関係をつなげていくということが大事かと思っております。

○相田克平議長 山村明議員。

○14番(山村 明議員) この移住政策と空き家バンクの情報、こういったものを連携して発信していくようなことも有効なのではないかと思えますけれども、その辺の施策は今どのようなようになっていますでしょうか。ぜひ、こういった空き家バンクと移住策を絡めたようなそういった誘致活動をやっていただきたいと思いますが、今はどんな状況ですか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 今現在、移住の相談をされた場合には、オーダーメイドでこういった住まいを希望されるのかということを取りながら、それに応じたものを御紹介しているという状況であります。その中にはもちろん候補として空き家といったものもございますので、今後空き家をどのように情報発信できるのかということもありますけれども、そういったものを検討しながら、移住者の方に分かりやすく伝わるようにしていきたいと考えております。

○相田克平議長 山村明議員。

○14番(山村 明議員) それから、7月31日にオンラインセミナーをやられたということを新聞記事でも見ておりますが、この辺の状況というか反応、反響、いかがだったか、最後にお聞きしていきたい。お願いします。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 7月31日に開催いたしましたオンラインでの移住セミナー「米沢市ふるさと暮らしセミナー」につきましては、全国各地か

ら12組、13名の米沢に興味・関心を持った方々に御参加いただきました。年齢層は20代から30代といったことで若い世代の方が多くて、今までのリピーターの方も7名ほどいらっしゃったようでございます。

今回、世界農業遺産を目指す紅花を通して、米沢人の人柄、紅花のすばらしさを知っていただくために、本市の伝統工芸品である米沢織物の工房からは紅花染の染色過程を、そして、山上地区の紅花畑からは、紅花染の原料になる紅餅作りを中継いたしました。また、米沢移住応援大使の福田直樹氏からは、古民家暮らしの紹介、またピアノの生演奏をしていただいたところで、大変興味深い価値のある楽しい内容だったということで好評だったと聞いてございます。

今回、夏の開催でしたけれども、四季折々米沢の魅力を伝えられるように、そういった四季折々でオンラインセミナーを開催して米沢の魅力をPRしていきたいと考えております。

○相田克平議長 山村明議員。

○14番(山村 明議員) すみません、最後に一つ。実は、私ども当時の会派で、平成29年10月に島根県隠岐郡海士町に行ってきました。ここで一番最後に、移住については、町の振興にやる気のある人材を集めたことが人口増加の結果となっているということで、そのやる気のある起業家精神、要するに事業を起こして新しい事業を立ち上げていくのだというやる気のある人を集めたことが人口増加の結果になっているということを御紹介申し上げて、ひとつ今後とも頑張っていたきたいと思います。

次に、庁舎の建て替えの質問に入りたいと思います。

4階の休憩スペース等を見てみましたけれども、今現在、現庁舎の職員については、パートの方も含めると531名だそうです。ここに我々議員とか守衛とか、その他の人も入ってきますので結構な人数なわけです。この中で執務室のフロア

の下には電気やインターネットやいろいろな回線が入っておって、水をこぼしたりなんかするのは非常に厳しいということで、キャンプのついていない飲み物等は持ち込んではいないと非常に厳しい規制になっているようであります。

そういった中で、どこで休めるのかと思ってみますと、4階の休憩スペースが一番職員の方々の休まる場所かと思いますが、この531名に対して、4階のスペースでは椅子やテーブル、そういったものが混んで足りない状態なんかにはなっていないでしょうかと思うのですが、どうでしょうか。

○相田克平議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 4階の休憩コーナーの使用につきましては、やはり昼食時の利用が一番人数が多くなるわけでありすけれども、現時点のところではおおむね8割から9割程度と認識しております。

それから、旧庁舎のときもそうだったのでありますけれども、自席での昼食を認めておりますし、現在もそうありますが、各執務室にあるミーティングコーナーにおきましても昼食が取れますので、まだ空きがありますので、そのスペースとしてはまだ不足はしていないと考えております。

○相田克平議長 山村明議員。

○14番(山村 明議員) ちょっとすみません、先に行ってしまったわけですが、この市庁舎への車でアクセスについてでありますけれども、今北村公園、体育館側のほう等が工事中になっているわけですが、あれは市庁舎を建て替えたことによって南側の入り口が大分東側の正面近くに寄ってきて、そこでの右折とか何かを伴うような、市庁舎に出入りすることに関係するような工事なのかどうか。これとは全く別の工事ですか、今やっているのは。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 今お尋ねの件であります、新庁舎南側の道路、県道になってございます。前

からそうなのですが、あそこは渋滞する箇所というところになっておりましたので、県で左折の専用レーンをつけるということで、現在あその県道につきましては、体育館側歩道がかなり広がってございます。その歩道を3メートルほど縮めて、全体的に左折専用のレーンをつけるという工事でございますので、今回の新庁舎の出入口とは関係ございません。

○相田克平議長 山村明議員。

○14番(山村 明議員) 次に、前回の一般質問でも申し上げたと思うのですが、市役所の人事異動があつて、引っ越しがあつて、コロナのワクチン接種、人事異動と引っ越しは終わったわけでありすけれども、コロナのワクチン接種などはまだ終わってなくて続いて、非常に応援の職員等も求めながら大忙しだったわけでありす。食堂の代替機能をするはずだった売店ができなくて、職員の皆さんは非常に不便を来しているのではないかと思います。

先ほど申し上げましたけれども、現庁舎の職員がパートを含めて531名、弁当持参の方、弁当の出張販売、弁当の予約出前、キッチンカー、それから今までどおりの一般の食堂の出前、いろいろあるわけでありすけれども、当局はこの売店機能が失敗したことのおわびのしるしに、各階に職員用の冷蔵庫と電子レンジを設置して厚生サービスとしてやってあげれば非常に利便性が高まると思ひますけれども、この辺についてはいかがですか。

○相田克平議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 売店につきましては、先ほど述べたとおり、12月中旬をめどに現在募集を行っておりますので、できるだけ出店していただけるようにまずは向かっていきたいと思ひます。

それから、御提案の冷蔵庫、電子レンジにつきましては、やはり相当数の職員がおりますので、実際置くとすれば相当な数が必要となりますので、非常に難しいと考えております。

○相田克平議長 山村明議員。

○14番(山村 明議員) この冷蔵庫と電子レンジについては、これを考えてみますと、一番やっぱり夏や冬は非常に冷蔵庫と電子レンジがあると大変重宝するわけでありますね。特に夜の残業をしている職員にとってはぜひ備えてあげてほしいと私は思っておるのですが、夜の残業をやっている方々にとっては、その冷蔵庫と電子レンジがあると非常に助かると思うのです。その点、ぜひ考慮してほしいと思いますけれども、いかがですか。

○相田克平議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 確かに便利かもしれませんがけれども、先ほど述べたとおり、現時点では考えておりませんので、御理解をお願いしたいと思います。

○相田克平議長 山村明議員。

○14番(山村 明議員) それから、備品として気がついたのでお聞きしておきたいと思いますが、備品としてのAED、それから救急箱などの設置は、この新庁舎ではどのような状況になっていますでしょうか。

○相田克平議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 AEDにつきましては、1階の市民ホールに1台設置しております。それから、救急箱につきましては、3階の医務室の中にあります。

○相田克平議長 山村明議員。

○14番(山村 明議員) それでは、売店スペースでの弁当販売、それから弁当の予約の出前、五、六社あるようですけれども、それからキッチンカー、こういったものの方々に今お願いして、米沢市の職員なり、市役所を利用される方々のために来ていただいているわけでありますけれども、売店が営業を始めると、今まで昼食の提供に協力してくれた事業者との共存営業が成り立っていくのかということが心配になるわけでありますけれども、その辺はどのように考えていますでしょ

うか。共倒れというか、どっちも利益が出なくて困ったということにはならないのか、その辺、どう考えていますか。

○相田克平議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 まず、職員がどういった方法で昼食を確保するかについては規制はできないものと考えております。現在、キッチンカーにつきましては、コロナ禍の対応といたしまして、11月まで今年度は予定しておりますけれども、その後は未定でございます。

売店につきましては、これまでの経過もありますので、実際に運営事業者が決まりましたら、継続的に運営を実施していただけるように、できる範囲でありますけれども、協力はしたいと考えております。

○相田克平議長 山村明議員。

○14番(山村 明議員) それから、旧庁舎を見てみますと、閉店した老舗デパートの解体は、この間、脇を通りましたら大分壁が壊されて解体は始まっていたわけでありますけれども、旧庁舎の解体がどうもあまり進んでいないように感じたわけですが、これ、工期や何かは間に合うのでしょうか。何かあまり解体が進んでいないように思うのですが。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 旧庁舎の解体工事のスケジュールでございますが、今年の3月契約以降、これまで解体に必要な各種届出を国・県、併せて関係機関などに提出する一方で、工事に際します仮設計画であったり、施工計画などの協議を行ってきております。そういった中で、7月中旬には仮囲いの設置を終了したところであります。8月末現在では、建物内部の間仕切り壁の撤去であったり、床仕上げ材の撤去など、あとはアスベスト除去に必要な養生などを進めているところであります。

今後の建物本体の解体につきましては、外部足場を設置いたしまして養生を行いながら、今のところ9月末から開始する予定であります。

以上でございます。

○相田克平議長 山村明議員。

○14番（山村 明議員） 庁舎の建て替えでは、この辺でも米沢市をはじめ川西町、長井市等がやったわけでありますけれども、やっぱり長井市が駅舎と合築したことで全国ニュースとなったわけでありますけれども、昔、米沢市も窓口業務の一元化を全国で初めてやり、米沢方式と全国に名を売ったわけでありますけれども、今回の庁舎建て替えで何か誇れるシステムやユニークな設計など、何かなかったものでしょうか。

○相田克平議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 確かに長井市につきましては話題性があったのかと思っております。本市の庁舎につきましては、安全安心で誰もが利用しやすく経済的な庁舎を目指して、財政負担の軽減を図りながらユニバーサルデザインを採用いたしまして、機能的な庁舎、災害に強い庁舎になっていると思っております。それから、内装につきましても、米沢織や米沢産の杉を使用いたしまして親しみが持てる庁舎となっていると思っております。まずは、この庁舎で働く職員から生み出される様々な施策を通じまして、本市の発展に努めていきたいと考えております。

○相田克平議長 以上で14番山村明議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時05分 休 憩

~~~~~

午後 2時14分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、新型コロナウイルス感染対策の今後について外1点、11番堤郁雄議員。

〔11番堤 郁雄議員登壇〕（拍手）

○11番（堤 郁雄議員） 櫻田門の堤郁雄です。

今回の一般質問は大きく2項目です。

質問項目の1番は、新型コロナウイルス感染対策の今後についてです。

6月議会でも新型コロナウイルス感染対策について同様の質問をいたしましたけれども、その頃は山形県内も感染者数は少ない時期でした。現在は、第5波と呼ばれる感染拡大が続き、山形県内でも過去最高数の感染者数を記録したり、本市でも連日感染者が発生している状況です。第4波までと異なるのは、デルタ株などの変異種に感染している人が多いこと、また、10代から50代までの若年層が多く感染していることなどです。

6月議会の質問で私は、今後新型コロナウイルスは変異株に置き換わっていくと言われていると、65歳未満の接種を早期に行うことが必要ではないかと申し上げましたが、当局の答えとしては、国の方針のとおりに行っていくというものでした。ワクチン接種の現状と今後の接種計画がどうなっているのかお聞きしたいと思います。

新型コロナウイルスが今後デルタ株などに置き換わっていくと、変異株は感染力が強く、若年層でも重症化しやすいと言われていいますので、ワクチンが希望する全ての人に行き渡るまでは、人の流れ、いわゆる人流を抑えることが感染予防対策としては重要だと思いますけれども、それに対する本市の対策をお答えください。

今、山形県ではコロナウイルス感染拡大防止特別集中期間として、8月20日から9月12日まで県外との往来は控えること、県外出張は2分の1にすること、あるいは会食は3人以内、オンラインやテレワークの活用などということを求めています。本市でも延期になった上杉まつりの中止が決定され、なせばなる秋まつりの中止、上杉城下町マラソンの中止、その他中小のイベントを入れれば多くの行事が中止を余儀なくされ、市内ホテル、旅館はもちろん、飲食店など多くの事業者が予約のキャンセル、売上げ不振というより、お

客がほとんど来ないという状況に陥っています。当然、そこで働く社員、従業員の方々の雇用にも関係してきます。

国も給付金などの対策をしていますが、十分な金額ではなかったり、給付が遅れたりといった実態もあるようです。国がやらなければ県が、県がやらなければ市がやるべきだと思います。本市もそれらに対する給付金などの対策が必要だと思いますが、本市の見解をお聞きいたします。

先ほど、6月議会の私の質問で、65歳未満者の接種を早期に行うことが必要ではないかと質問したのに対して、当局としては国の方針が高齢者接種が優先なので、国の方針のとおりに行っていくという考えだと申し上げましたが、現在では65歳以上の高齢者の接種も大分進んでいるので、65歳未満者の接種も順次受け付けている予定になっていると思いますけれども、10代の接種の予定が一番遅くなっています。

しかし、最近は高校生の感染が多く、クラスターも発生しています。それらの生徒が感染すると、学級閉鎖、あるいは学校閉鎖ということもあり得ます。修学旅行の延期や中止も起こり得ますが、それらは学習機会を奪うことにもなります。高校や中学の3年生ならば、進学や就職のために県外に行かなければならない場合もあるでしょうし、中高生の3年生にはワクチンの接種枠を設けるべきだと思いますけれども、市内中学生、高校生のワクチン接種の優先枠を設けるつもりがあるかどうか、当局の見解をお聞きします。

次の質問に入ります。

9月1日は防災の日です。この季節、台風や秋の長雨で水害が多く発生します。最近では地球温暖化の影響か、ゲリラ豪雨や線状降水帯の発生などで全国で多くの災害が発生しています。現在は、全国でハザードマップが見られるようになっており、水害もその予想に近いような状態で発生しています。本市においてもハザードマップを見ると、河川に沿って災害予想地域が色分けされてい

るのが分かります。昭和43年の羽越水害以来、本市内では大きな水害は起きていませんが、当時、流倒木が押し寄せ、芳泉橋が流され、消防団員が命を落とし、市内の多くの地域が床上・床下浸水に見舞われました。

現在の市内の河川を見てみると、河川内に多くの支障木が生えており、これらが大雨などのとき倒れて、橋梁をせき止めるなどが起こり得ると感じました。河川内の支障木について伐採は進んでいるのか、その計画などありましたらお聞きいたします。

また、現在、雨が降っても、家が流されるほどの大きな災害が起きてはいないとしても、大雨のたびに床上・床下浸水に悩まされ、あるいはその危険にさらされている地域があります。それらの地域について認識しているかどうか、また改善が行われているのかどうかお聞きいたします。

本市の予算を見ると、水路工事については毎年二、三か所の工事で予算も非常に少ないように思われます。市内全域から多くの改善の要望があると思われますが、水路改修の実態はどうなっているのかお答えください。

以上、壇上からの質問を終わります。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私からは、1、新型コロナウイルス感染対策の今後についての（1）と（4）についてお答えいたします。

まず、（1）新型コロナウイルス感染対策の現状はどうかについてのうち、ワクチンの接種の現状についてお答えいたします。

ワクチンの接種状況については、9月1日現在、12歳以上の1回目の接種率は全国平均で50%、山形県平均では56.9%、本市平均では56.5%となっております。また、2回目の接種率では、全国平均が39.9%、山形県が48%、本市平均が51.9%となっております。

次に、（4）中学生・高校生に優先的にワクチ

ンを接種すべきではないかについてお答えいたします。

満12歳の児童や中学生の接種について、米沢市医師会の意見や日本小児科学会の提言においては、子供の感染源の多くは周りにいる成人であることから、子供を感染から守るためには成人の接種を進めることが優先であり、子供の接種については慎重に検討すべきであるとの見解が示されました。これを受け、本市では子供たちと直接関わる教員、保育士、幼稚園教諭等の職種による優先接種を行ってきました。

しかしながら、感染者が若年層に拡大している状況や市民の方からの御要望、県内他自治体の接種状況を踏まえ、就職活動や大学の受験などで県外に行く機会が増える高校3年生からワクチンの接種ができるよう予約受付の対象年齢を高校3年生までに拡大したところです。

このたび、県から追加で配分されるワクチン量が決まりました。このことを受け、この配付数の中から高校3年生と受験を控える中学3年生と12歳から中学2年生までの基礎疾患のある児童の接種について、優先的に接種できるよう、現在日程や会場等について最終的な調整を進めているところです。また、併せて12歳から15歳までのワクチン接種券の配付について、9月中旬の送付を予定しております。

まだまだ十分なワクチンが配分されている状況にはありませんが、今後ともワクチンの供給状況を見ながら、順次対象年齢の拡充や接種枠の拡充に努めてまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

〔安部道夫市民環境部長登壇〕

○安部道夫市民環境部長 私からは、1の（2）感染防止には人の流れを抑え込むことが重要と考えるが、市ではどのような対策を行っているのかについてお答えいたします。

県は、9月12日までの感染拡大防止特別集中期

間において、県外への不要不急の往来は厳に控え、外出や県外への出張はふだんの2分の1に減らし、オンラインの活用などを検討していただくよう県民に呼びかけております。

8月19日の新聞に掲載されました記事によりますと、お盆期間中の山形新幹線、福島米沢間の利用状況及び東北中央自動車道の交通量が掲載されておりましたが、それによりますと、山形新幹線については、新型コロナウイルスの影響がなかった2019年と比べると75%減、また福島県境部の東北中央自動車道では交通量が2019年同期との比較では58から67%の交通量だったとされております。このことから、山形新幹線でふだんの2分の1以下、東北中央自動車道ではふだんの六、七割程度であったことがうかがえます。

本市においては、このたびの新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、観光面では8月1日より実施を予定しておりました東北6県及び北関東3県並びに新潟県の県民を対象とした宿泊キャンペーン「行こうよ米沢！泊まって得旅キャンペーン」の一時停止や、お話にもありました9月25日・26日に開催を予定しておりました秋の米沢上杉まつり、第9回なせばなる秋まつりを中止し、人流の抑制を図っております。

商工面では、令和2年度及び令和3年度に新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び緊急時における事業継続対策として、在宅勤務やウェブ商談会などのためのテレワーク環境の整備による職場環境の改善やデジタル化に取り組む事業者を支援するオンライン化促進支援事業を実施し、2か年で延べ290事業者を活用いただいております。また、職場における出勤や出張などの外出機会が減少することにより、人流の抑制にもつながるものと考えております。

また、学校関係では、中学校の部活動において、自校のみの活動に限定することや小中学校の修学旅行において期日の延期や県内への行き先変更といった検討をしております。また、学校行事

においては、実施内容や活動環境とともに動線などに感染リスクの高い状況がないか確認するといった対策を行っております。

また、イベントでは、米沢市総合スポーツ大会、米沢市民スポーツレクリエーション大会の各種競技について、また米沢上杉城下町マラソンについても中止し、人流の抑制を行っております。

ここで、改めて市民の皆様にご覧がございす。市民の皆様におかれましては、昨年の春以降、幾度となく行動を制限するお願いをさせていただいておりますが、引き続き感染リスクが常に身の回りにあるという意識を持ち、正しいマスクの着用、小まめな手洗い、消毒、3つの密を避け、新しい生活様式の実践など、基本的な感染防止対策に加えまして、会食や県外との往来により感染される方もいらっしゃることから、会食は少人数、短時間で県外への不要不急の往来を控えるなど、気を緩めることなく、今まで以上に徹底していただきますようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があります。自分もいつ感染してもおかしくないと考え、感染者のみならず、その家族などに対し思いやり、支え合いの気持ちを持って接していただきますよう、併せてお願いいたします。感染の収束がまだ見通せてはおりませんが、市民の皆様と一丸となってこの難局を乗り切ってまいりたいと考えております。この場をお借りして申し訳ございませんがよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、1の(3)市内事業者の支援や雇用の確保のため、市独自の給付金を支給するなどの対策が必要ではないかについてお答えいたします。

先ほど、議員の御説明にもありましたけれども、今もなお収束が見通せず、長期化する新型コロナ

ウイルス感染症の影響により、飲食業や観光業、宿泊業をはじめとする幅広い業種の事業者は依然として厳しい経営を強いられている状況にあります。

本市では、このような新型コロナウイルス感染症の地域経済への影響に対して、昨年度から様々な経済対策を実施しており、給付金事業につきましては、昨年4月に緊急事業継続給付金制度を創設し、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている飲食業や宿泊業、交通事業者などに対して給付金による支援を行いました。

加えて、国のG o T oトラベル停止の影響を受けた宿泊業や旅行者者に対しまして、事業の継続に必要な施設の維持管理費に係る光熱水費の一部を支援する宿泊・旅行者者緊急事業継続支援金制度を本年2月に創設し、それにより支援を行ったところです。

今年度に入りましてからも、県内での感染症の感染再拡大や春の米沢上杉まつりの開催延期などの影響により売上げが減少し、経営に著しい影響を受けている市内事業者の事業継続支援のため、飲食業をはじめ小売・卸業など幅広い業種を対象に個人事業主には10万円、法人には20万円を給付する緊急事業継続支援金制度を創設し、支援を行ったところです。本支援金事業につきましては、既に市内821事業者に対しまして、総額1億850万円の支援金を給付したところであります。

また、山形県におきましては、県内の全ての業種を対象に売上げが著しく減少している事業者に対する支援として、山形県事業継続応援給付金制度を創設し、この7月30日から申請の受付が開始されております。この給付金につきましては、9月30日までが申請期間となっておりますので、市でもホームページを活用しながら、市内の事業者に対し周知をしているところです。

一方で、雇用の維持を図る制度としまして、国の雇用調整助成金制度がございすが、事業活動の縮小を余儀なくされた事業所が労働者に対し

で一時的に休業等を行い雇用の維持を図った場合に、休業手当の一部を国が助成する制度で、コロナ禍における特例措置期間が令和3年12月1日まで延長されております。この助成金は、市内の多くの事業所が活用し、雇用の維持に努めていただいているところであります。市ではこれまでこうした給付金をはじめとした様々な経済対策に取り組んでまいりましたが、今後とも現在の感染状況を踏まえまして、防止対策を徹底しつつ、市内の経済を支え、経済回復につなげるための対策にしっかりと取り組んでいく必要があるものと考えています。

現在、さらなる支援策について、関係機関と連携しながらどのような支援が効果的なのか、できるだけ早い実施に向けて検討を進めているところであり、緊急を要する場合には議会に御相談を申し上げ、国の地方創生臨時交付金などの活用もしながら、時期を逃さずしっかりと取り組んでまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 吉田建設部長。

〔吉田晋平建設部長登壇〕

○吉田晋平建設部長 私からは、2の大雨や台風による河川の災害対策についてお答えいたします。

初めに、(1)河川の支障木の伐採は進んでいるかとの御質問についてですが、河川区域内の支障木につきましては、洪水時に流れを阻害し、倒木流出によって橋梁などに引っかかり、洪水をせき止め、堤防の決壊や橋梁流出などの甚大な被害を起こす可能性があり、治水上の問題につながるおそれがあるとともに、河川巡視時には視界を遮り、不法投棄などの発見が遅れるなど、管理上の妨げとなる場合があります。

このようなことから、河川区域内の支障木伐採につきましては、河川機能を果たしていく上で必要な作業であり、計画的に進めていく必要があります。

本市の市街地を流れる最上川をはじめとする支

障木が発生するような大きな河川につきましては、国や県の管理が中心となっておりますので、それぞれの担当部局に支障木の伐採計画などについて確認したところ、国土交通省では最上川下流部の国直轄で管理している区間、米沢大橋上流松川堰から高畠町との境界までにつきましては、公募型の支障木伐採をメインに取り組んでおります。令和2年度の実績といたしましては、窪田町窪田地内、大字上新田地内で面積約2.6ヘクタールを実施し、令和3年度につきましても、同地区において面積約5ヘクタールを予定しており、令和4年度以降も優先順位をつけ、計画的に支障木伐採の管理を実施していくとのことであります。

山形県におきましては、流下能力向上緊急対策事業などで支障木の伐採撤去を実施しており、令和2年度は最上川、天王川の2つの川で実施されたところであります。令和3年度は鬼面川を予定箇所として現在調整中とのことであります。

また、民間事業者との協働による河道内樹木伐採を目的とした最上川官民連携プラットフォーム（公募型河道内樹木伐採モデル事業）の実施地区として米沢市内の河川が選定され、令和2年度には最上川で松川橋下流から約300メートルの区間を実施したところであります。

また、令和3年度も引き続き最上川を予定しており、区間につきましては、令和2年度完了箇所から下流に向かい、花沢大橋までの予定とのことであります。

なお、堀立川の支障木伐採につきましては、現地調査を踏まえまして、令和4年度以降に計画的に取り組みたいとのことであります。

本市といたしましても、引き続き、地元から支障木伐採要望や情報などを各河川管理者にお伝えしていくとともに、大雨や豪雨などの災害を未然に防ぐための計画的な治水対策を積極的に推進していただけるよう、今後とも国や県に要請し、安全安心な河川環境整備につなげてまいります。

次に、（２）大雨で床下・床上浸水する地域があるが、対策は進んでいるのかとの御質問であります。まず過去５か年における床下・床上浸水の発生状況であります。令和２年度はゼロ件、令和元年度が床下浸水４件、平成３０年度がゼロ件、平成２９年度がゼロ件、平成２８年度が床下浸水が４件と床上浸水が１件発生している状況であります。

この中で、浸水が発生した主な気象条件であります。令和元年度は台風１９号によるものであり、平成２８年度は８月２日豪雨と８月２２日豪雨及び台風７号によるものでありました。このほかにも側溝や水路の溢水、道路や田畑などでの冠水なども発生している状況であります。

床下・床上浸水が発生する要因についてであります。大型商業施設や宅地などの開発など、市街化の進展に伴い、遊水及び保水機能を持つ水田の減少によって、水路に流れ込む雨水の量が増加していることや、道路などのインフラ整備に伴う排水経路の変更に加え、近年の台風や局所的な集中豪雨の発生によって、河川及び水路の排水能力を上回る雨水が短時間に流れ込むことで水路があふれ、床下・床上浸水を引き起こしているものと捉えているところであります。

このため、床下・床上浸水が発生した箇所における対策であります。抜本的な解決をするためには新たなバイパス水路の整備や水路の断面改修などが必要になり、これらの整備には相当な事業費が見込まれることから、直ちに事業を実施することは難しいものと考えております。

このようなことから、現時点におきましては、日常の水路パトロールなどで水路や横断暗渠箇所に土砂などが堆積していないか、断面が阻害している排水管などに支障木がないかなどの調査把握を行った上で、必要があれば水路の通水断面を確保するための土砂しゅんせつや、支障物撤去などの水路維持管理面での対策を行ってまいります。

また、大雨時には職員が該当箇所へ向かい、ゲート操作などにより適正な水量が調整されているか、水路の出水状況を確認し、流れを阻害している要因がないかなど原因究明を繰り返しながら、浸水被害の軽減につながるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、（３）水路改修はどのように行っているかについてであります。本市が実施している水路改修を含む水路整備事業につきましては、主に市内各地から要望を受けている中から特に改修の必要が高い箇所を優先に事業を実施しているところであります。

水路改修や整備に対する要望件数は、令和３年３月３１日現在で９６件を受け付けており、そのうち２０件が大雨などによる浸水対策のための要望であり、現在実施中は２件となっているところであります。

水路整備事業に要する予算につきましては、本市まちづくり総合計画の実施計画を基本としつつ、年次計画により整備工事を実施しているところでありますが、参考といたしまして、過去３年分の水路整備事業に係る当初予算額をお知らせしますと、令和３年度につきましては１,４６１万２,０００円を計上しており、令和２年度が１,６５０万円、令和元年度が２,４５０万円となっている状況であります。

また、水路整備工事の実施件数につきましては、年平均２件となっているところであります。水路整備事業につきましては、単独事業での予算で進めている関係から工事発注件数も他の事業と比較して少ない状況であります。大雨や局所的豪雨により市内各地で発生する浸水被害を少しでも解消していくためには、継続して事業を進めていく必要があります。

このようなことから、今後は事業予算の財源確保として有利となる防災減災対策に関する事業や地方債などが活用できないか検討しながら事業を推進してまいりたいと考えております。

私からは以上となります。

○相田克平議長 堤郁雄議員。

○11番（堤 郁雄議員） 御答弁ありがとうございます。

まず、コロナ対策についてですけれども、先ほども壇上でも述べましたが、6月議会の一般質問のときにもコロナ対策について同様の質問をいたしまして、その当時6月の時点での感染者というのは山形県内は非常に少なかったわけです。一桁とかゼロというときもありましたし、米沢市内でもほとんど感染者がいなかったような状況でした。ですが、全国的に見れば、デルタ株であるとかそういった変異株がだんだん増えてきているという情報もありましたし、6月議会のときに私も述べたのは、イギリスです。当時、イギリスのほうに先にワクチン接種は進んでいたのですが、その変異株が勢いを増してきて、その接種と感染のどちらが早いかみたいな感じになっているという状況があったわけです。

日本国内においてもそういった変異株が増えているという状況を見れば、6月当時そのままコロナが収束していくと考えるよりは、また再び増加していくと考えるほうが自然ではないかということで私はああいう話を出していたわけですが、中でもやはり当時は高齢者の接種はもう始まっていたわけですが、中でもやっぱり実際に行動範囲の広い現職のといえますか、20代から50代あたりの接種を増やさなければまた感染が広がってしまうのではないかという話をしたわけですが、当時、国の方針としては高齢者優先で接種してくれという話だったと思うので、本市としてもその方針でやっていきますというお話だったと思います。

部長のお答えの中で、基本的には高齢者優先の接種をしていくのだけれども、ほかの自治体とかではクラスター対策の必要性が高いところとか、教員とか保育士とかあるし、あと本市においても業種によつての接種の優先順位などについても

検討してやっていくとは言っていないですけれども、検討していくというお話だったと思うのですけれども、今の接種状況を見ると、やはり高齢者のほうから順々に接種計画をやって、先日頂きました資料でも65歳未満の――以上の人はもうとっくにやっているわけですが、未満の方でも16歳からの接種を始めるということで、受付はもう市で既にしていますし、年齢層によってはもうかなり進んでいるという状況だというのは理解はしています。

先日頂いた資料の中では、20代、10代というのが一番、30代までもかな、含めて9月4日から接種の受付をするということで、一番最後のほうの予定になっていたわけですが、さっき述べたように、やっぱり高校3年生とか、中学3年生とか、県外に行ったり、行く必要があったりとか、そういう年齢層をやっぱり優先的にやるべきではないかということで、先ほど部長のお話では、そういう年齢層を優先枠としていくというお話だったと思うのですけれども、もう一回、その高校生のあたりの接種枠について確認のためにお願いします。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 現在の感染状況を見ますと、今までですとやはり大人から感染をして子供にうつっていくという感染状況でしたけれども、このたび感染状況を見ますと、高校生、学生の方から家族の中への感染というのが広がっているという状況でもございます。これも踏まえまして、まずは県外に行かれる機会の多い高校3年生ということで、今週末から受付を開始いたします。そのほかに、先ほども壇上で答弁させていただきましたが、高校3年生につきましては、その日以外にも別の枠を設けて接種をしていたくという方向で考えております。

これ以外の1・2年生につきましては、順次対応可能な範囲で接種を進めるような準備を今後考えたいと思っております。なるべく早く接種は

進めていくように心がけております。保護者の方の安心のためにも、やはり子供たちの安全のためにも早めに進めたいと考えております。

○相田克平議長 堤郁雄議員。

○11番（堤 郁雄議員） 要は、10代、20代以下の方が全国的にはもう2割ぐらいを占めると、統計的にはそうなっているようですので、山形県内もかなり若い年齢層が増えていきますし、今日も米沢市の感染者がいるわけですが、中身を見ると、今日は7名ですが、そのうちの3名と、あと長井と高畠かな、合計5名は市内の高校関連の感染者だということですから、もともと部活動のところから感染して、文化祭かな、何かそういうので感染が広がったのではないかという話もありますけれども、米沢だけではなくて酒田とか、鶴岡とか別の地域でもそういった感染例が広がっているところがありますので、何かそういったことがあれば収束というのはなかなかすぐにはいかないわけです。そうすると、それが今後これからなってくると、ちょうど就職の時期とか進学の時期に当たるので、今のうちに特に高校3年生なんかはその時期に当たると、学校閉鎖、学級閉鎖ということになってしまうと、将来と直接結びつくことなので非常に危惧している方がたくさんいると思いますので、それらの方については優先枠を使っていただいて、やっていただくのが大変いいと思いますけれども。

この間もらった資料では、高校3年生というのが18歳からということになっていたのですけれども、17歳から高校3年生になるのですけれども、厳密にお聞きしますけれども17歳は入るのかどうか、お聞きしたいと思います。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 なかなか表記が難しかったのですけれども、17歳の高校3年生も18歳の高校3年生も今回は高校3年生というくくりで考えておりますので、該当します。

○相田克平議長 堤郁雄議員。

○11番（堤 郁雄議員） 17歳の高校生ももちろん含まれるということでしたね。ありがとうございます。それをお聞きすれば大変いいと思いますけれども、枠的には国から持ってくるというか、配付する枠、本数が決まっていると思うのですけれども、それはまだ厳密には幾ら来るとかというのは分からないのですね。つまり、希望する高校3年生が全員打てるのかどうかというのは今の時点ではまだ分からないですか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 現在のところ、配分されるワクチン量というのは、最終的にどのくらいになるかというのは示されているわけではございませんけれども、希望する方全員が打てるようにというのが国の方針であります。それに沿って私たちは要求をさせていただくという形に考えております。

○相田克平議長 堤郁雄議員。

○11番（堤 郁雄議員） 希望する方が早く受けられるようにお願いをしたいと思います。これとは別に妊婦の枠も確保してあるわけですね。それはぜひ早め実施していただきたいと思います。

高校生はそうしていただくと大変助かるのですけれども、ほかの部分については、人流をとにかく抑えると。山形県が今集中的な感染予防の集中月間に入っているわけですが、今の状況だと9月12日以降、これがなくなるかどうかというのは分からないですね。場合によっては延長される可能性もあるわけですね。そうすると、感染予防には人流を抑えるのはもちろんそれが一番いいと思うのですけれども、その変異株というのは、その感染予防、今までマスクしたり、手洗い・消毒をしても、ちょっとした抜け道といいますか、ちょっと触った程度でもそこから感染が広がってしまう可能性というのは、大変感染力が強いということですから、そういう可能性はあるわけですね。そうすると、やっぱり今後はなかなか人流を抑えるだけでは感染を防げないと

私は思うのですけれども、その辺どうお考えですか。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

○安部道夫市民環境部長 確かに感染力が従前よりも2倍ぐらいになったという変異株が今流行の主流となっております。ただ厚生労働省の感染の防止策ということにつきましては、従前と全く同じという形で、これまで同様にやはりマスクの着用、小まめな消毒、手洗い、3密の回避などそういったものがやはり対策としてはこれを徹底していただくという方向性、方針については変わっていないということでございます。

新たに加わったものといましては、ワクチン接種が進んでおりますので、やはり2回のワクチン接種を終えたといった方でも油断することなくこれまで同様に、ただいま申し上げたような基本的な感染防止対策を講じていただくというのを繰り返しお話ししていくという形になっております。

○相田克平議長 堤郁雄議員。

○11番(堤 郁雄議員) そうなるわけですが、それでも感染はなかなか防げないだろうと正直思っていますし、2回接種すると抗体がきちんとできるとは言っているのですが、それで感染が完全に防げるわけではなくて、2回接種しても感染している人も実際にいるわけです。そうすると、感染はするけれども重症化しないとか、死なないというのがワクチンのメリットだと思うのです。だから、できればもう早めに希望する人が全てワクチン接種できれば一番いいのですが、なかなかそうもならないですし、全ての人が接種するまで、今の計画では11月ぐらいですか、11月ぐらいには全員接種が完了するというお話もありますけれども、それまでまだ相当あります。

その間に今のような状況で、今度経済の方面の話になっていくのですけれども、飲食店であるとか、様々な事業所も大変だと思うのです。雇用調整助成金であるとか、そういうもので何とか助か

っているという事業所もあるのでございますけれども、なかなかそれでも厳しいとなってくると、経営を諦めてしまったり、お店を閉めてしまったりということがあり得るわけです。そうすると、一旦もう閉めてしまうと、そこで働いている人もなかなか新しい仕事にすぐ就けるものでもないでしょうし、仮に例えば再開しようと思っても、すぐに人が集められないとか、なかなかそういう厳しい状況があると思うのです。

片方では、そうやって人流を抑えるということも必要なのですけれども、きちんとワクチンを接種していれば大丈夫という部分もあるわけです。何とか重症化しない、死なないという。だから、事業者の方にとっては、例えばそういったワクチン接種をきちんとしました、あるいはPCR検査陰性でしたという方については来てくださいと。むしろ来てくださって、山形県、米沢市を見て観光していただきたいとか、あるいは山形県内の方でもいいですし、今得旅であるとか、県内のキャンペーンとか全部中止しているわけです。だから、そういったものにワクチン接種の証明書であるとか、PCRの証明書があればいいですよとか、来てくださいとか、そういうことができないのかどうか。産業サイドでそういうことを考えられないかどうか、お聞きしたいのですが。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 現在の状況は県の緊急拡大集中防止期間にもなっておりますけれども、今後やはり状況を見ながら経済を回していくためのそういう取組というものは今から準備しながら、しっかりと考えていかなければならないと思います。今そういうことで様々な準備をしているところでありますので、状況を見ながらしっかりと対応していきたいと思っております。

○相田克平議長 堤郁雄議員。

○11番(堤 郁雄議員) この集中期間がいつまでも続くというわけではないと思うので、これが終わった後、やっぱりどうしていくかというのが

非常に大事だと思います。地域によってというか、例えばあるホテルではワクチン接種者に割引サービスがありますということをやっていたり、これは大阪ですか、羽曳野市とあるのですが、こちらでは接種をしていただいたら商品券を差し上げますということをやって、接種のためのモチベーションということとか、そういうのをやってもらうというのをやりながら、商品券で今度何か市内の物を買ってもらいたいという、ワクチン接種を促しながらビジネスの需要も掘り起こしていくという、そういうことを回復させるような方策をやっているところもあるわけです。

例えば市内の事業者がそういったものをやりたい、あるいはそういう業界がそういったものをやりたいといったときに、市として何らかのそういった部分についてのバックアップをしてもらえるのかどうか、そこをもう一回お聞きしたいのですけれども。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 市には、今御意見にありましたような御相談は頂戴しておりませんが、様々な関係機関とも御相談、お話をしながら、様々な御提案については、できるものはしっかり取り組んでいきたいと思っております。これからもお話を聞きながらできるものをしっかりと取り組んでいく、そのような考えでおります。

○相田克平議長 堤郁雄議員。

○11番（堤 郁雄議員） 全国的には緊急事態宣言、あるいはまん延防止等の措置であるとか、そしてまた全然そうになっていない地域と、色分けがあるわけです。ですから、全部一緒くたにどこも駄目だとやってしまわないで、地域限定でもいいですし、何かやっぱりそういうところで何とか経済的にもやっていけるようなそういう企画を、企画ですからこれは企画調整部長にお願いしたいところですが、そういった企画をぜひつくっていただいて、市内中小商店等にも頑張っているだけのようなそういう起爆剤を考えていた

きたいのですが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 私からお答えさせていただきましても、冒頭、御提案のありました給付金も含めた施策、また特に支援が必要な部分、そういうものについてどういったことができるのかということは、今現在様々な関係機関と連携しながら検討しているところでありますので、状況に応じてしっかりと対応できるように準備してまいりたいと思います。

○相田克平議長 堤郁雄議員。

○11番（堤 郁雄議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、河川のほうでお聞きいたしますけれども、基本的には国とか県のそういう支障木の伐採等になると思うのですが、やっぱり市民の中からは不安だという声も上がっておりますので、ぜひそういった支障木の伐採を早めに進めていただけるように国・県に働きかけをしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 支障木伐採につきましても、防災対策、災害対策の一環として非常に重要度が増してくると思っております。そういった中でやはり国・県の事業であります、市といたしましても気を緩めることなく様々な情報を収集しながら、強く国・県のほうにも働きかけを今後とも引き続きやっていきたいと考えているところであります。

○相田克平議長 堤郁雄議員。

○11番（堤 郁雄議員） 先ほど、床下や床上浸水については、台風とか来たときに4件とか3件とかそういう件数が来ますという話でした。そういうところも含めて、市の水路の改修等に要望は今96件ですか、上がっているというさっきお話だったと思うのですが、実際それをしていく予算が、2,000万円をちょっと超える程度の予算で毎年大体やっているわけですが、それ

スの提供が開始され、メディアを通じ気象情報等で熱中症危険アラートを発令するようになりました。山形県では6月から8月20日まで14回発令されています。

御存じのとおり、熱中症は気温だけでなく湿度や道路や建物の照り返しによる輻射熱なども関係がございます。気温が夏日程度でも湿度が高くじめじめした蒸し暑さの中では体温を下げようと体が汗を出しても、うまく体の表面から汗が蒸発できず、体内に熱が籠もり、体温調節機能が低下して発症したり、それとは逆に、からっとした猛暑日の中で滝のように汗がどんどん体から流れ出し、水分やミネラル不足になって発症したりします。注意を怠ると命の危険を伴う病気です。

特に、御高齢の方が熱中症対策のために水分や塩分の摂取が大切だと知っていても、つい我慢や無理をしてしまう方がいらっしゃいます。また、今まで熱中症にかかったことがないと自信を持っている人でも、体温調節機能の低下や体調不良が重なるとさらに体温をうまく調節できなくなって、熱中症を発症する危険性が高くなります。今まで大丈夫だからといって熱中症にかからないわけではありません。

また、周囲の人たちに迷惑をかけたくない、夏は暑いものだとか、せっかくエアコンが設置されていても、暑くないから、電気代がかかるからといった理由で、暑くてもエアコンを利用せずに熱中症を発症してしまう高齢者は多いように思われます。

小項目1、このように6月から8月の猛暑日の中、熱中症で救急搬送された人数と高齢者の割合についてお伺いいたします。

小項目2、先ほども申し上げましたが、5月頃から夏日が現れ始めます。酷暑になる前に熱中症の危険性を知ってもらうため、御高齢の方に対し熱中症予防の啓発活動はどのように行われているかお伺いいたします。

小項目3、環境省が危険な暑さを事前に知らせ

るために、熱中症予防情報サービスの提供を始めました。5時と17時の2回、メディアを通じ熱中症警戒アラートを発令するようになりましたが、それを受け、当市において熱中症警戒アラートが発令された場合の対応はいかなっているでしょうか。注意喚起方法や防災無線の活用も含めお伺いいたします。

小項目4、いまだ収束の見えない新型コロナウイルス感染症の影響で、今後も不要不急の外出自粛が必要となり、室内にとどまる機会が多くなるものと思われます。屋外もさることながら、室内で熱中症になる御高齢の方が増えています。夜も熱帯夜で眠れず、体力が消耗しているところに日中の暑さが加わり、熱中症にかかってしまうことも考えられます。そこで、冷房設備のない高齢者世帯に対しいエアコンの設置費用の助成並びにエアコンがある方については電気料の助成等、熱中症予防に係る助成を行えないかお伺いいたします。

次に、大項目2、消防団定数見直し後の状況についてお伺いいたします。

消防団は非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員はほかの本業を持ちながら、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、自らの地域は自ら守るという精神に基づき、消防防災活動を行っています。しかしながら、一方では過度な訓練や待遇の問題で全国的に若者の消防団離れが続いているのも現実です。近年は、火災のみならず、震災や風水害などによる災害が多く発生している中で、全国では平成30年から2年続けて1万人の消防団員が減少し、80万人を切る事態に直面しています。

当市も団員の定数削減、報酬の改定、機能別団員の採用など、大きな見直しが行われ、新年度から新団長の下、新たなスタートを切りました。そのような中であって、基本団員及び機能別団員の団員確保は順調に行われ、各分団の定数を満たすことができたのでしょうか。また、コロナ禍であ

り、難しい状況ではあると思いますが、機能別団員の訓練等はどのように行われているのでしょうか。

小項目 1、機能別団員の入団状況と活動状況についてお伺いいたします。

米沢市消防団組織見直し検討委員会からの答申にも述べられていたように、集落の過疎化が進み、地域によっては所属団員が二、三人で班運営を行っている分団も存在し、班の存続も危ぶまれる状況が散見されるとあり、団員数が減少した分団の班の統合の推進についても触れられていました。

それを受け、消防団長から市長へ、統廃合に合わせ機動力が低下する分団には軽トラックを導入し配置していただきたい旨の要望書が出されました。班が統合すれば、管轄区域は今までより広範囲になります。たとえ統合により班の団員数が増えたとしても、今までと同じく小型可搬ポンプを台車で引いての出動は至難の業です。もし、管轄区域内の災害に対応できないようであれば本末転倒になる可能性があります。

小項目 2、部・班統合の検討と機動力確保はいかが進んでいるかについてお伺いいたします。

最後に、大項目 3、暗がりの防犯対策についてお伺いいたします。

人家が一軒もなく、田畑と山林が広がる地区と地区をまたぐ寂しい道路を中学生、高校生、大学生が通学路として利用しているのに、街路灯が 1 キロメートル以上にわたり 1 基も設置されていない区間や、大学生が住まいしているアパート周辺に街路灯が少なく、暗がり対策が十分でない道路を不安を抱きながら毎日帰宅している現状を耳にします。

これから秋へと向かうにつれ、日照時間も短くなり、夕暮れが早くなります。学業、部活、サークル、アルバイト等で日が暮れてから帰宅しなければならない日も多くなります。犯罪の抑止や未然防止のため、防犯灯の設置を全額市の負担でできないかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

〔安部道夫市民環境部長登壇〕

○安部道夫市民環境部長 私からは、まずは 1 の高齢者の熱中症予防の対策についてのうち、熱中症で救急搬送された人数と高齢者の割合、(3) 熱中症警戒アラートが発令された場合の防災行政無線の活用についてお答えいたします。

初めに、熱中症疑いにて救急搬送された方についてですが、置賜広域行政事務組合消防本部からの情報提供による本市の救急搬送は、例年ですと 5 月から 9 月まで熱中症疑いで救急搬送されております。

気象状況の変化により時期は異なりますが、今年度は例年と比べ 1 か月遅れの 6 月 10 日から救急搬送されており、現在までの間、本市において熱中症疑いで救急搬送された件数は 29 件あり、うち 65 歳以上の高齢者は 19 件となっております。割合としては 66% でございます。

令和になってからは、令和元年が 51 件、うち高齢者が 23 件、率として 45%、令和 2 年が 45 件、うち高齢者が 27 件、率としては 60% となっております、ここ数年を見た場合、件数としては減少傾向となっておりますが、高齢者の割合としては上昇傾向となっております。

お話にもありました今年 4 月から環境省と気象庁で、特に暑くなると予測された日の前日や当日に注意を呼びかける熱中症警戒アラートを全国で発表するようになり、テレビ、ラジオなどのメディアを通して注意喚起を行うことにより、今年度は救急搬送が少ない状況になっているのではないかと思います。

次に、熱中症警戒アラートが発表された場合の対応についてでございますが、現在防災行政無線についての対応は行っていないところではございますが、防災行政無線を利用したの周知で考えられますのは、市内に設置しております 31 基のスピーカー等から放送する手段がございます。こち

らは音声が届く範囲はあまり広くはないものの、屋外で活動されている方には有効であると思われます。防災行政無線の活用については有効な伝達手段でありますので、関係部署と連携し運用方法を検討してまいりたいと思います。

また、熱中症警戒アラート発表の情報については、本市公式SNSの活用を周知していくほか、環境省ではLINEアプリを活用した熱中症警戒アラート・暑さ指数など、熱中症予防対策の情報を配信しておりますし、そのほかに公共機関、民間においても熱中症警戒アラートや熱中症への注意喚起の情報を配信しているアプリもございますので、御家族の中でも情報共有していただけるよう熱中症予防アプリの情報提供、活用について市民へ周知してまいります。

次に、消防団定数見直し後の状況についてお答えいたします。

消防団員の見直しを行った結果、機能別団員の入団を認めることになったが、消防団員数は条例定数を満たしているのかについてお答えいたします。

令和3年4月1日から団員の条例定数を900人に改正いたしました。令和3年4月1日現在では、団員数は843名で57人の不足が生じております。また、新設された機能別団員は、第6分団で2人、第11分団で12人と2つの分団で合計14人が入団しております。

令和2年11月に提出されました米沢市消防団見直し検討委員会の答申書では、基本団員数900人に満たない場合は機能別団員としてOB団員の入団を認めるとしており、この意見は市長への要望書にも記載されております。

機能別団員はOB団員の活用を原則としますが、OB団員のほか消防活動に造詣のある人材を広く登用することも考えております。OB団員の中には消防活動を継続したくとも何らかの事情で退団せざるを得なかった人もいますので、それらの潜在的な人材の掘り起こしをした

いと考えております。

現在、各分団の部・班の統廃合について、各分団が地元役員などを交えながら協議を行っているところであり、その中で統廃合と併せて各分団の団員数の不足数についても協議されていると思われる、OB団員の加入にも言及されているものと思われます。

各分団の地域性と分団の自主性を重んじながら、5年をめどに条例定数に達するよう働きかけをしていきます。本市としても市広報などに団員募集の掲載や、今年度の10月入団者の増加が見込めるよう、各分団に要請をしてまいります。

次に、機能別団員の訓練がどのようになっているかについてですが、基本団員は年間を通して、毎月の小型動力ポンプの水出し訓練、行事では春季消防演習、米沢市消防操法大会、水防訓練、米沢市総合防災訓練などがありますが、機能別団員は過去に消防活動に従事した経験を十分に有しているため、基本団員が行う訓練などを全て行う必要がなく、負担がかからないような限定的な訓練への参加と考えております。

その訓練内容は、有事の際に基本団員と協力し、消防活動を遂行することになるため、消防技術を忘れないよう年1回以上の本市、または分団内の訓練や演習参加をお願いしたいと考えております。

今年度は、コロナ禍のため、本市春季消防演習は規模を縮小して開催いたしましたが、各分団における消防演習を中止し、その代替としてポンプ機関講習会を実施し、機能別団員にも参加をしていただきました。今後は春に中止した各分団の消防演習を秋に実施できるかについて検討してまいります。

次に、部・班の統廃合の検討と機動力の確保はどのように進んでいるかについてであります。現在、米沢市消防団組織等整備計画案を作成しております。この計画は、米沢市消防団見直し検討委員会の答申書で作成を要望されたもので、大き

く分けて消防団組織の統廃合、施設整備計画の2つについて言及しています。その計画中の消防団組織の統廃合は、7月に開催された分団長会議で説明し、現在は分団内、地区内で事務局が作成した計画案を基に協議がなされております。9月末まで分団内の調整結果をいただき、10月中に統廃合の最終案を決定することにしております。

統廃合により、班の管轄範囲が広がることになりますので、機動力の低下が懸念されており、手引きによる小型動力ポンプの運搬は至近距離ならば容易ではございますが、遠距離では運搬は非常に困難であります。

管轄範囲が広範囲になった班につきましても、機動力の低下を招かないよう、軽トラックの配備なども検討しております。検討に当たっては、団本部及び各分団とも協議をしてまいりたいと思います。

続きまして、3、暗がりの防犯灯対策につきましてお答えいたします。

初めに、道路の照明灯は、その設置目的により大きく2つに分けられ、夜間における道路状況、交通状況を的確に把握するため交差点、橋梁、踏切などに道路管理者が整備する道路照明灯と、防犯を目的とした安全対策として、主に住宅地及びその周辺の暗い場所に設置する防犯灯があります。

本市においては、防犯灯の設置や維持管理については、町内会や自治会が主体となって行っているため、安全安心な生活環境の実現を地域住民の助け合いによって取り組まれているところです。このため、防犯灯の新規の設置要望につきましては、お住まいの町内会長や隣組長などの役員の方に御連絡いただきますようお願いしているところです。

また、市では夜間における交通安全の確保と犯罪の未然防止とともに、省エネで環境保全に寄与するLED防犯灯の設置を後押ししており、町内会等に対し防犯灯の設置に係る費用の一部を平

成24年度から継続して補助しております。電力会社における電気の契約名称が公衆街路灯であることから、米沢市LED公衆街路灯設置費補助金として、令和3年度においては10ワットの器具を設置する場合では、1基当たりの設置費の2分の1または1万5,000円のいずれか低い額を補助するなどしております。

さらに、本市以外の防犯灯の設置支援に関しては、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業でも防犯灯設置が可能であり、こちらは企画調整部が窓口となり、毎年9月に翌年度分の募集が行われております。応募対象は町内会などで、補助要綱で令和4年度事業の補助上限額250万円、補助率10分の10となっており、内容審査、選考が行われますが、町内会の費用負担を大幅に抑えて設置することができます。

町内会の境における防犯灯の空白域の対応につきましては、設置主体は町内会となりますので、関係する町内会同士で協議を行い、窓口を決めていただく必要があります。

本市としましては、これまでと同様に市民との協働により、安全安心で明るいまちづくりの推進を図ってまいりたいと考えており、公共施設への設置を除き、市の負担による防犯灯設置は考えておりませんので、御理解賜りますようお願いいたします。

私からは以上であります。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、1、高齢者の熱中症予防と対策についてのうち、(2)、(3)、(4)についてお答えいたします。

初めに、(2)熱中症予防のための啓発をどのように行っているかについてですが、熱中症は高温多湿な環境に長くいることで体温調整がうまく働かなくなり、体内に熱が籠もった状態をいいます。誰でもかかる危険性がありますが、体温調整機能が低下している高齢者や体温調節機能が

まだ十分に発達していない子供は発症しやすく、特に注意が必要です。

また、現在は新型コロナウイルス感染症予防対策としてマスクの着用が求められており、マスクを着用していない場合に比べると、体温が上昇するなど熱中症のリスクが高まり、危険性が増すことから、さらなる注意が必要です。

そのため、本市では新型コロナウイルスワクチン接種会場や乳幼児健診、健康教室などでポスター掲示をするほか、チラシを配布し、本市の公式ホームページやLINE、フェイスブックなどのSNSを活用し、熱中症予防のポイントや熱中症が疑われる人を見かけた場合の対応などの周知啓発に努めております。また、ワクチン接種会場や家庭訪問の際には水分摂取を促すような声かけを行っております。

今後とも、熱中症予防についての周知啓発を継続し、互いに声をかけ合い、熱中症を予防できるよう努めてまいります。

続いて、（３）熱中症警戒アラートが発令された場合の対応のうち、注意喚起についてお答えいたします。

熱中症警戒アラートが発表された場合の対処方法について、乳幼児健診や健康教室などの機会を捉えて配布したチラシや本市の公式ホームページに掲載し注意喚起を行っております。

このたび配布していますチラシは、県との包括協定により提供された熱中症対策に関するチラシで、併せてポスターの提供もあり、公共施設のほか、市内の商業施設にも掲示しております。チラシについては、健康課のほか、社会福祉課、高齢福祉課においても関係機関を通じて市民の方々に配布したところです。

このほか、熱中症予防の啓発活動として、昨年度はNCVを活用し、高齢福祉課職員、健康課職員による３分間の寸劇の放映を行いました。また、今後、大塚製薬株式会社と本市が結んでいる健康づくりの増進に関する包括的連携協定を活用し

ながら、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めた上で、専門家による熱中症対策の講演会なども開催したいと考えております。

次に、高齢者世帯に対する熱中症予防を目的とした助成や支援についてお答えいたします。

高齢者の熱中症予防は、まずは日頃から高齢者自らが必要な対策を講じ適時適切な対応ができるようになることが何より大切なことと考えます。そのためには、夏季における生活上の注意点や工夫、自覚症状、予防方法などについて理解できるよう、正しい知識の普及啓発が重要であると考えます。

また、熱中症警戒アラートについては、発令の意味、注意点などが正しく理解される必要があると思います。本市としましては、今後、民生委員・児童委員や介護事業者など関係機関との連携を図りながら、一層の熱中症予防に関する情報の周知啓発に努めてまいりたいと思います。

御提案の冷房設備や冷却用品が予防対策として有効とされていますが、使用については高齢者それぞれの生活環境や生活習慣なども影響するものと思われます。まずは、先ほど申し上げました周知啓発に尽力した上で、その効果を高めていくことを最優先に行うべきと考えております。したがって、冷房設備設置に対する助成等につきましては、現時点での実施は考えていないところです。今後、近隣市町村の対応なども注視していきたいと思っております。

私からは以上です。

○相田克平議長 井上由紀雄議員。

○５番（井上由紀雄議員） ありがとうございます。順序で聞いていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

先ほど、熱中症で救急搬送された方の高齢者の割合が増えているということをお聞きしました。救急搬送以外でも多分家族の方とか、自分でもちょっと気持ち悪くなったと体調の不良を訴えて受診したら熱中症だったという方もおられると

思います。そこら辺も鑑みてなのですけども、やはりお年寄りの割合、御高齢の割合が増えているということは事前の啓発活動がやっぱりより重要なのかということが分かったような気がします。先ほどの答弁でもあったように、若者の方でしたらば、アプリを見たりいろいろ情報を取り入れることができるわけなのですけども、お年寄りの方はなかなかそこまで行かないので、そこら辺の十分注意を促すということが大切なのかと思いました。

それで、米沢市も様々な御高齢の方に対して事業を行いまして、いきいきデイサービスに行っていられる方からもお聞きしておりますけれども、ちゃんとデイサービスに行ったときには熱中症に気をつけなさい、水はこのように飲みなさいということでもいつも水筒を離さないようにしているのだという方もいらっしゃいました。それを聞いてすごく安心したような状況ですし、いろんな活動の中でもその都度お伝えになっていただいているということで、大変ありがたいと思います。これからも継続してお願いしたいと思います。

これはほかの市町村の例なのですけども、冷蔵庫に入れて冷やして、そしてすぐに冷蔵庫から出して使えるというネッククーラーという襟巻状のものがございます。それほど値段も高くないようなものだそうです。そういうネッククーラー等も全ての皆さんがデイサービスとか様々な事業のほうに行っているわけではないので、そういうものをできれば配布していただければまたありがたいのかと思いますけれども、そういうちょっとした冷房用品を配布するというお考えはあるのかなのか、お聞きしたいと思います。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 先ほども壇上で申し上げましたが、やはり高齢者の方、自らがどのような対策を取っていかなければならないのかということを認識していただくことがまずは

重要であると考えております。

今御提案のありましたネッククーラーにつきましても、その有効な手段の一つということをもまずは高齢者の方々に周知していくということが大事であると考えております。ですので、現段階ではこちらの助成などを行い、配布するということは考えていないところでありますが、有効な手段についても詳細に高齢者の方々にもお伝えしていくようなことを今後進めてまいります。

○相田克平議長 井上由紀雄議員。

○5番(井上由紀雄議員) まず御検討いただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、その広報なのですけども、先ほど防災無線等もお使いいただいて、屋外で活動している方にも知っていただくようにということだったわけなのですけども、もう一つ、これもお願いというか、御提案になるわけなのですけども、コミセンの広報車等を利用していただいて、結構今コミセンの方々が回っている状況を見ます。それで、コミセンの広報車等も利用していただいて、定期的にとにかく回っていただく。熱中症警戒アラートが出た場合は、先ほど申し上げましたが、5時と夕方の5時、2回、危ないよとか、警戒アラートが出ましたということを言いますので、それを受けたらばその日は必ず回るような段取りでしていただけないかと思うのですけれども、この点についてはどうでしょうか。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

○安部道夫市民環境部長 地域への周知・PRという形になろうかと思います。その辺につきまして、コミセンの皆さん、避難所の開設等でもお話をさせていただく機会もございますので、そのような話についても協議させていただければと考えております。

○相田克平議長 井上由紀雄議員。

○5番(井上由紀雄議員) コミセンの方ですと、町内、それから地区内の地理的状況が分かりますし、ほとんどの方が顔見知りということもござい

ますので、注意を促すにはすごくいいのかという思いがございますので、ぜひ御協力を願えればと思います。

あと、熱中症は、命の危険も伴う場合がございます。そのような場合に退避できるような場所を考えていただければという思いもございます。というのは、例えばなのですけれども、コミセンとか市役所とか公共施設は冷房が入っているわけなので、あとお買物に出ている御高齢の方もいらっしゃいますから、そのような方々が道路上で暑くてとても大変だと、どこかに避難するところがないのかといったときに図書館とか、町場であればナセBAとか、あと各地区にコンビニ等あるわけですから、コンビニ等と連絡を取り合いながらとか、打合せをさせていただいて一時避難所を設けていただく。できれば、店の中に入っていて、椅子を1脚、2脚用意していただいて、そこで涼めるような感じにしていいただければと思うのですけれども、そのような対策についてはどのようにお考えでしょうか。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

○安部道夫市民環境部長 今御提案いただいたということでございます。全市域にありますそういったコンビニ、あるいはスーパー、そういった方々の御意向というものも確認する必要もあろうかと思えます。また、そういった取組をしているような他自治体、そういったものがあるかどうか、先進事例なども確認させていただきながら対策について検討してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 井上由紀雄議員。

○5番（井上由紀雄議員） コロナ禍で大変だとは思いますが、密にならないような感じで救助というか、一時避難できるような場所があればすごくありがたいのかと思います。先ほども述べたのですけれども、新型コロナウイルスの感染症は、インフルエンザと違いまして、夏でも感染力が衰えないで不要不急の外出を控えなければいけないということが今言われています。室内で

過ごす生活を余儀なくされている方々が今多くいらっしゃると思います。御高齢の方も同じです。先ほど申し上げたように、熱帯夜で夜眠れずに次の日暑くてそのまま伏せってしまうお年寄りも、家族がいらっしゃればいいのですけれども、やはり独り暮らしとかで発見が遅れるとか、連絡できるような状態になかったということで重症になってしまうという可能性も考えられますので、先ほどエアコンの助成を行えないかということを申し上げました。また、エアコン等についている方については、米沢市では雪下ろし、それから灯油の助成を行っておりますので、ぜひそこら辺も鑑みながら電気代の助成とか、そういうことをしていただければすごくありがたいと思います。すみませんけれども、それらについてももう一度よろしくお願ひしたいのですけれども、お考えのほう。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 繰り返しになって申し訳ございません。先ほども壇上で申し上げましたけれども、現時点におきましては、冷暖房設備等に対する助成金については考えていないところですが、近隣の市町村の対応なども注視していきたいと思っております。これから必要な支援の一つになるかと思いますが、十分に検討をさせていただきたいと思ひます。

○相田克平議長 井上由紀雄議員。

○5番（井上由紀雄議員） 助成金の金額はその市町村によって違うということもあると思いますし、いろいろ調べさせていただくと、なかなかばらばらな助成を出しているところがございますので、ぜひ検討いただきながら進めていただければと思います。やはり健康長寿日本一をうたっているわけなので、ぜひお年寄りを大切にしていただけるような環境をつくっていただければすごくありがたいのかと思いますので、よろしくお願ひします。

続きまして、消防団の定数見直し後の状況についてお伺ひいたします。先ほど、今年の団員数が

843人ということで、平成2年度が890名だったので、あと10名足りないだけで、これはもしかするとちゃんとなるのかと思ったのですけれども、57人の不足というのはびっくりしました。

そこで、これから10月入団もあると思います。それに向けて今、各分団は団員募集を行っていると思うのですけれども、やはり新入団員の方、機能別団員の方もさることながら、普通の基本団員の方も入れるような環境づくりというのが大切だと思います。それに向けて、前の答申書でもイベント等が設けられないかということもありました。それらの入団促進についてのお考えがあれば、先ほど述べた以外にも何か考えているようなことがあれば教えていただきたいのですけれども。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

○安部道夫市民環境部長 確かに、今おっしゃられたとおり、大分減少しているという現状があるかと思います。やはりその辺のところは先ほどもございましたその地域の特性というのもございますので、各分団ともそういった何らかの方策、そういったものを講じることができないかということについては様々相談してまいりたいと考えております。

また、さらには機能別団員、こちらはそういった新しく規定されたものでございますが、そういった方々、新しく入っていただく方についてもそういう人材の掘り起こしというものも各分団といろいろ協力しながら進めてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 井上由紀雄議員。

○5番（井上由紀雄議員） あと一点なのですけれども、機能別団員が基本団員を上回った分団の班というのは、今回はないですか。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

○安部道夫市民環境部長 基本団員の数を機能別団員の数が上回ったというところではございません。先ほど申し上げた2分団で合計14名の方が入団

されているということでございまして、基本団員の数のほうが上回っているという状況です。

○相田克平議長 井上由紀雄議員。

○5番（井上由紀雄議員） 万が一、上回ってしまった場合なのですけれども、やはり有事のときにしか行かない、出動しないとなれば、問題になってくるので、そこら辺を十分検討しながらお願いしたいと思います。

次に、訓練を含めた活動状況について、機能別団員は前に団員をしていたのでそれほどの基本団員よりも訓練は必要ないということだったわけなのですけれども、先ほどもお話の中であったのですけれども、今火災のみならず風水害等が多くなってきております。救助活動、それから水防団活動、避難誘導活動という活動もしなくてはいけないことにもなっています。それらの訓練もきちっとしておかないと、そして意思の疎通を図っておかないと大変なことになるのではないかという思いもあります。そこら辺についてはいかがお考えでしょうか。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

○安部道夫市民環境部長 本市の機能別団員の活動ということでございますが、こちら所属する分団管轄内の火災・風水害等の災害対応要員という形で考えております。そのほか、訓練を含む消防団長が必要と認める活動としておるところでございます。ただし、基本団員と機能別団員の活動の違いというものは機能別団員の活動拠点は原則として所属する分団の区域内ということで、その活動内容については、災害現場における基本団員への協力、後方支援と考えているところでございます。そのような形でそういった活動に必要な訓練ということでは計画しているところでございますが、やはりこのような形で同等の職務ということには考えていないところでございます。

○相田克平議長 井上由紀雄議員。

○5番（井上由紀雄議員） 万が一——万が一ということとはちょっとあれなのですけれども——機

能別団員が基本団員と同じように活動しなくてはならないとなった場合には、そこら辺を注意しながら見ていただければと思いますので、よろしくお願いします。

あと、今後、基本団員の人数が少なくなってきたとして、機能別団員がそれをカバーするとなったときに、今の米沢市消防団では操法大会、それから市内演習等をやっておりますけれども、先ほども述べたように若者の消防団離れということで、過度な訓練が一因になってございます。この過度な訓練の中に操法も入っていたように思うわけなんですけれども、今後それらについての見直し、検討というのは行われるのでしょうか。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

○安部道夫市民環境部長 すみません、機能別団員の活動の内容ですね。はい、失礼しました。先ほど申し上げたように、機能別団員の活動内容につきましては、やはり限定的なものとならざるを得ないと考えているところでございます。そうしますと、やはり危惧されているとおり、機能別団員が多くなれば相対的に基本団員の数も少なくなってしまうという形になってしまいますので、そうならないような形で何とか新入団促進ということのためのPR活動、そういった基本団員の確保、こういったものについて団本部と協力しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○相田克平議長 井上由紀雄議員。

○5番（井上由紀雄議員） あと、次に、部・班の統合の検討と機動力の確保についてお伺いしたいと思います。

班の統合をこれから地区とも検討しながらというお話をいただきましたけれども、先ほども述べたように、有事のときに管轄している地域内の火災防御等できないような場合、それから広範囲に至るわけなので、そこに小型動力ポンプを引っ張っていかなくてはいけないという場合、そのような任務ができるかといえば、できないと思います。

軽トラックの配備も考えていただきたいということで今検討していただいているわけなんですけれども、この統廃合は何年間、二、三年くらいの期間をもって立てようとしているのか、お聞かせいただければと。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

○安部道夫市民環境部長 統合につきましては、先ほど申し上げましたが、9月まで分団内で御協議いただくという形で進めております。10月には統廃合の最終案を決めたいという形で進んでおります。ただ、やはり一旦決めたからといって固定するというのではなく、様々今後状況の変化によっては柔軟に対応する必要が出てくるかと考えております。やはり、そういった中で団員の数につきましては、5年をめどに何とか定数まで達したいという形で取り組んでおりますが、部・班の統廃合につきましては、まずは当面のめどとしては10月中という形で進めております。

○相田克平議長 井上由紀雄議員。

○5番（井上由紀雄議員） 先ほど、二、三人の班もあるということでお聞きしているわけなんですけれども、自分の知っているところでも結構な班がやはり人数が少なく、実際そこに住まいしている方の団員数が本当に二、三名というところが結構あります。そこをいきなり全部、10班だったら10班全部統廃合して、そこに軽トラックを全部配備するのだということにできるのかどうかということもあると思うのです。そこら辺は十分検討していただきながら、取りあえずは協力体制を持ってしてもらおうと。人が来れば、取りあえず、その可搬ポンプは持っていけるわけですから、そのような対応をしながら軽トラックの配備を進めていくような方向で進めていただいて、無理のないようにだけしていただければと思うのですけれども、よろしくお願いしますと思います。

あと、暗がり対策の防犯対策についてなのなんですけれども、先ほど防犯灯の設置について、全て町

内会のほうで申請していただいて、それに対する補助を出すのだというお話をお伺いしました。その中で、中山間の地域の中では高齢者世帯が今多くなっています、地区の会費等を減免しながら地区の事業を行っているところがございます。

暗がり空白地域というのは、どちらかといえば市街地よりも中山間のほうが多いわけです。先ほど申し上げたところも郡部のほうで、1キロメートル以上街灯が1基もない。そこを女の子なのですけれども、やっぱり高校生と中学生が通っています。あるところに相談したときは、何人の生徒が通っているんですかということをお聞きしまして、いや、何人の生徒が通っているのだって、費用対効果でも聞くのかという思いがございました。そうあってはならないと思います。たった一人の学生のためにではなくて、一人でも学生が通行するのであればという観点に立っていただいて、問題解決に当たっていただければと思うのですけれども、もう一度その街灯について、空白地帯についてお考えをお聞きできればと思います。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

○安部道夫市民環境部長 空白域ということでございます。町内会の境などに主に存在するかと考えておりますが、境ということでもありますので、やはり何らかの形で関係する町内会の方というのは存在するかと考えております。現在のところ、先ほど御答弁でも申し上げたとおり、市で設置するものについては公共施設のみという形での運用でございます。そのような形で、まず関係する町内会の皆さんでお話をさせていただく必要があるかと考えております。

また、負担につきましては、先ほど申し上げたように、市以外での設置支援という制度もございますので、そのようなものを有効に活用していただくという形で町内会の費用負担を大幅に抑えることも可能かと思われますので、そのような補助制度の活用、そういったものを踏まえた形で御検討いただきたいと考えているところでございます。

ます。

○相田克平議長 井上由紀雄議員。

○5番（井上由紀雄議員） もう一つなのですけれども、これは米沢女子短期大学のホームページの学生生活の諸注意というところに書かれているものです。通学についてということで、「本学近辺は街灯が少なく住宅街のため、夜遅くなると人の通りが少なくなりますので、暗い道を避け、少しでも人通りのある道を通学してください」とあります。ホームページにそう載っています。県外から米沢に来る学生の方が夢を持って来られるときに、親御さんはすごく不安だと思います、ホームページの一番最初にこれが載っていれば。ですので、先ほども申し上げたのですけれども、町内会で全部設置しろではなくて、できれば学生たちに、先ほど言った通学している中学生、高校生、大学生にアンケートを取っていただきながら、どこどこが暗いのだとか、どこどこに街灯があるとすごく助かりますみたいところをお聞きいただければすごくありがたいのかと思います。

今年に入って不審者から声をかけられたという案件が、腕をつかまれたり声がけをされたというのが5件ありました。全員女性でした、5件とも、声をかけられたり腕をつかまれたりというのが、5件のうち3件が6時半以降起きている事件というか、不審者の情報でした。ちなみに去年は10件ありました。この中にはのぞきも1件ございました。そのように暗くなると犯罪が起きるリスクがすごく高くなってきます。

これは女子短大だけの問題ではなくて、栄養大学、山大工学部の学生たちもいるわけなので、今、ドットジェイピーの子供たちの話を聞くと、一番最初に出るのが暗いという話です。自分が住んでいるアパートの周りが暗くて、アルバイトして帰ってくる頃にはおっかなくて分かんない。自転車で帰ってきても本当怖くて分かんないということをおっしゃいます。先ほども申し上げたのですけれども、利用する学生の意見を取り入れながら、そし

て町内会でなくて、市のほうで何とか対策ができるような方向で考えていただきたいと思うのですけれども、最後にもう一度お願いいたします。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

○安部道夫市民環境部長 ただいま御紹介にありました学生からのそういったお声があるということについては認識しているところでございます。ただ、そういった声があるということではございますが、具体的にどこが暗いという設置場所ということについては、そういう具体的な情報というのはなかなか入ってこないということでございます。もし、具体的なそういった場所、そういったものがあればお知らせいただければと考えているところでございます。

また、大学の学生の手引にも先ほどのような街灯が少ないという記載があるということでございます。市内の住宅街といいますか、そういったところについてはLEDの公衆街路灯が大分整備されているという状況ではあるかと思えますけれども、そのような実態があるということであれば、大学にもそういった実態についてお伺いをいたしまして、どこなのかということで場所について特定といえましょうか、教えていただきながら、関係する町内会とも御相談させていただきたいと考えております。

○相田克平議長 以上で5番井上由紀雄議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○相田克平議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時18分 散 会

